

異議申出書提出者一覧

1	愛知県医療介護福祉労働組合連合会(愛知県医労連)	1 頁
2	全日本建設交運一般労働組合愛知県本部(建交労)	3 頁
3	東三河労働組合総連合	4 頁
4	生協労連愛知県協議会	5 頁
5	西三河地域労働組合総連合	6 頁
6	尾張教職員労働組合	7 頁
7	全日本国立医療労働組合(全医労)愛知地区協議会	8 頁
8	生活保護引き下げ反対愛知連絡会	9 頁
9	千種名東地域労働組合総連合	10 頁
10	愛知県教職員労働組合協議会	11 頁
11	全トヨタ労働組合	12 頁
12	愛知県高等学校教職員組合(愛高教)	13 頁
13	尾張東地域非正規労働者ユニオン	14 頁
14	税理士・特定社会保険労務士 XXXXXXXXXX	15 頁
15	尾張中部地区労働組合総連合	16 頁
16	国鉄労働組合名古屋地方本部	17 頁
17	全日本年金者組合愛知県本部	18 頁
18	瀬戸市教職員労働組合	19 頁
19	尾張東地域労働組合総連合	20 頁
20	外国人実習生 SNS 相談室	21 頁
21	東海共同印刷労働組合	22 頁
22	JMITU愛知地方本部	23 頁
23	愛知県労働組合総連合(愛労連)	24 頁
24	愛労連労働相談センター	25 頁

25	愛知働くもののいのちと健康を守るセンター	26 頁
26	全労連・全国一般労働組合愛知地方本部	27 頁
27	愛知県社会保障推進協議会＜愛知社保協＞	28 頁
28	愛知民医連労働組合連合会(愛知民医労)	29 頁
29	愛知地域労働組合きずな	31 頁
30	障害者労働組合	32 頁
31	北医療生活協同組合労働組合	35 頁
32	日本自治体労働組合総連合(自治労連)愛知県本部	36 頁
33	愛知県労働組合総連合女性協議会	38 頁
34	愛労連パート臨時労組連絡会	39 頁
35	生協労連 コープあいち労働組合	40 頁
36	愛知県国家公務関連労働組合共闘会議	41 頁
37	国土交通労働組合東海建設支部	42 頁
38	郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会	43 頁
39	名古屋ふれあいユニオン	44 頁
40	全国福祉保育労働組合東海地方本部	47 頁
41	全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名古屋地域支部	48 頁
42	第 99 回栄総行動実行委員会	52 頁
43	全労連・名古屋中地域労働組合センター	56 頁
44	JMITU 愛知地方本部 愛知支部	60 頁
45	愛労連ローカルユニオン	64 頁
46	愛労連エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクト チーム	65 頁
47		66 頁

2023年8月10日

愛知労働局長 阿部 充 様

(組織) 愛知県医療介護福祉労働組合 (愛知県医労連)

(代表者) 執行委員長 渡邊 まこと

物価高騰から生活まもる最低賃金の大幅引き上げを ～愛知地方最低賃金審議会の改正決定に関する異議申出書～

【異議の内容】

8月4日、愛知地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を41円引き上げ、1,027円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、異議を申し出ます。

【異議を申し立てる理由】

新型コロナウイルス感染症の流行から3年半が経過しました。医療・介護・福祉労働者は国民のいのちと健康を守るため、自らの感染リスクにも向き合い、強い行動制限も受け入れ、コロナ禍での医療経営悪化の影響により賃金を削減されながらも、責任感や使命感でなんとか医療現場を支えてきました。しかし、長引くコロナ禍で疲れ切って退職が増えています。

コロナ感染は再度拡大しており、物価高騰とあいまって、医療従事者をはじめ、労働者・国民の生活を苦しめています。非正規労働者をはじめ、低収入が暮らしをひっ迫しています。答申は過去最高の引上げ額とはなりましたが、物価高騰による支出の増加を上回るものとはなっておらず、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たしていません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、全産業平均よりも低い医師を除く医療・介護労働者の賃金水準の引き上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも大幅に上積み、早期に愛知県最賃を1500円以上にしていく必要があります。今年度の愛知県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1、愛知最賃41円の引上げ円は1日8時間働いて7千円にも達しない引上げ額です。



時給 1,027 円では、1 カ月 22 日労働にすると 180,752 円に過ぎず、憲法第 25 条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」にうたわれた保障にはほど遠い状況です。私たちは全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額 26 万円（時給 1500 円）程度必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。

2、答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京（1,113 円）と愛知県（1,027 円）との差は 86 円におよびます。医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって初任給月額の格差が約 10 万円にもなる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。全国一律最低賃金制度を求めます。

3、以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額 1500 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、早期 1,500 円に到達するまでの計画を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

4、専門部会は公開となりましたが、2 者協議の場合は非公開であり、実質的には公開とはいえません。また、非正規労働者の当事者の意見陳述の場がない愛知県最低賃金審議会は閉鎖的と言わざるを得ず、すでに全国では半数以上の都道府県で実施されている審議会の意見陳述の場を保障すべきです。公開し、実証性に基づいた当事者の意見陳述が確保される愛知県最低賃金審議会のあり方へと改善してください。

以 上

2023年8月8日

愛知労働局長 阿部 充 様

名古屋市中川区宮脇町 2-99-2
全日本建設交運一般労働組合愛知県本部（略称 建交労）
執行委員長 田村 一志

**1027円では全く足りない、1500円に引き上げを
～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～**

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、建交労は異議を申し出ます。

愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。

また、建交労から提出した意見書「2023年 愛知県の最低賃金を1500円に引き上げることを求めます」（2023年7月12日付）でも述べたように、子育てしながら働くシングルマザーの実態は日々の暮らして精一杯です。子どもが成長するためには、毎日3食の食事を欠くことはできませんし、食べられれば良いというものではありません。食事は、健康、栄養という体の成長とともに、「団らん」という言葉があるように、家族と楽しく食べることが心の成長にも影響します。

内閣府による「令和3年度 子供の生活状況調査の分析 報告書」では、「過去1年間に必要とする食料が買えなかった経験があったか」という設問に対し、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」という回答を合わせた割合は、「準貧困層」で15.0%、「貧困層」では37.7%となっています。（*等価世帯収入の水準が、「中央値の2分の1未満に該当する」世帯を「貧困層」、「中央値の2分の1以上で中央値未満」に該当する世帯を「準貧困層」という）。

したがって、過去最高の引き上げ額であっても、県民・労働者にとって生きていくために十分な賃金には達していないということを認識し、最低賃金を1500円にしてください。

また、長年私たちが要望してきた専門部会の傍聴が実現しましたが、最低賃金を決定する議論はその専門部会ではされず、私たちは議論の過程にはほとんど触れることができませんでした。何のための専門部会でしょうか。

二者協議に多くの時間が割かれ、実質的に決めるのは二者協議の場だとしたら、専門部会も審議会も形式的な確認の場に過ぎないのではないのでしょうか。公労使の各委員が5人必要なのかも疑問に思えてきます。決定までの経過については、まったく納得がいきません。

どういう議論で決定に至るのか、二者協議も含めて審議会に関わる会議はすべて公開としてください。

以 上



2023 年 8 月 10 日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 豊橋市中柴町 100-1
組 織 名 東三河労働組合総連合
代 表 者 議長 中村 泰久

1027円ではワーキングプアから脱却できません 1500円に引き上げを

～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、
専門部会の運営にも疑問があります～

貴審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、東三河労連は異議を申し出ます。

貴審議会が答申した額に年間労働時間の目安2000時間に乗じてみます。

1027円/時間 × 2000時間＝・・・

いくらになると思いますか。

何と 2,054,000円 です。

ワーキングプアの一つの定義が年収概ね200万円以下ですから、今回の改正では、最賃該当の労働者はワーキングプア近傍で今後も生きろ、と言っているに等しいです。抜本的な改善を早急に求めます。

確かに「過去最大の上げ幅」は一步前進、と言えるのかもしれませんが、しかし、先ほどの計算結果がそれでも労働者の大変な状況を表しているのも事実です。

是非とも最賃で進んでいる国々の「国による中小企業支援」をみならうよう、政府に強く働きかける必要があると思います。その点、今回貴審議会が政府に対する要望を出されたことは、大いに歓迎します。

最後に、貴審議会がどのように考えたか、がわかるよう、審議を全面的に公開してください。

以上



2023 年 8 月 9 日

愛知労働局長
阿部 充 様

長久手市蟹原 2001 コープあいち名東センター 2 F
電話：052-703-3019
生協労連愛知県協議会
議長 若井 和則

2023年度愛知県最低賃金額改定に対する異議申出書

日ごろより労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。愛知地方最低賃金審議会は8月4日、今年度の愛知県最低賃金の改定について、現行の986円を41円引き上げて1027円にすると答申しました。労使の主張に隔たりがあるなかで、41円引き上げ答申をしたことに、貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。しかし、残念ながらこの答申額では、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には到底達しません。このことから更なる引き上げを求め、生協労連愛知県協議会として下記の通り、異議を申し出ます。

記

1. 生活できる最低賃金1500円への引き上げを求めます

コロナ禍に続く異常な物価高騰によって、非正規労働者は元々ぎりぎりだった生活が完全に破綻して、貧困状態に追い込まれています。私たちの仲間からは、1027円となる改正決定に対し「非正規・時間給で働く私たちにとって、安心して働き続けるには十分な水準とは言えない。せめて物価の上がり幅を上回らないと意味はない。私たちの生活をしっかり見て欲しい。」「特に食費はものすごく切り詰め、今まで買えていたものが買えなくなっている。41円の引上げでは、物価上昇に時給が追いつかない。」と悲痛な声が寄せられています。このことは、憲法で謳われている「健康で文化的な最低限の暮らし」が保障されていないことを意味します。最低賃金の改定に最も影響を受ける、非正規・時間給労働者の厳しい生活実態に向き合い、普通の生活ができる水準「1500円」への引上げに向けて、さらなる審議を求めます。

2. 非正規労働者の声を聴き審議する事を求めます。

最低賃金に近い賃金で働く、多くの非正規・中小企業労働者の実情を踏まえた最低賃金にするために、非正規労働者の意見を直接聞くことは、最低賃金法にも定められている審議会の責務として行うべきものと考えます。生協労連愛知県協議会として、改定額の大幅引き上げとともに、非正規労働者の意見陳述を求める意見書を提出しましたが、今年度も意見陳述は行われませんでした。専門部会の審議が公開されたことは歓迎しますが、肝心の引き上げ額についての審議は非公開の2者協議で進められ、意見書の内容がどう審議に反映されたのかも全く不明です。異議に対する審議の場では、異議申し出に至った実情や真意が伝わるよう、当事者が意見陳述することが不可欠だと考えます。非正労働者による意見陳述の機会を作ることを再度要請します。

以 上



2023年8月17日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 愛知県知立市3-25
組織名 西三河地域労働組合総連合
代表者 議長 櫻井 善行

人間に値する改訂を 全国一律1500円引き上げのへの道筋を示してください
愛知県最低賃金の改正決定への「異議申出書」と専門部会の運営にも意見します

そもそも最低賃金は、労働者が人間に値する生活を維持するために、最低限の賃金設定をすべきです。そのためには最低賃金は全国一律で最低生計費を反映したものでなければならないと考えます。

私たちが活動する西三河地域は、トヨタ自動車をはじめとする輸送機器関連企業が林立する地域で、企業業績に反映されて相対的に高水準であると言われています。しかしそれは、パートや派遣労働や外国人労働者などの非正規労働者の劣悪な労働環境で成り立っています。働くものの底辺に位置する労働者の底上げと格差是正のためにも、私たちがこの間求めてきた全国一律の最低賃金1500円以上の要求はささやかなものです。

愛知県最低賃金審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、私たちは異議を申し立てします。私たちの仲間である愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果でもは、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上が必要であることを明らかにしてきました。

1日8時間働いても、月に7000円（41円×8時間×21日）にも達しない引き上げでは、月額18万円程度にしかありません。健康で文化的な最低限度の生活ができるとはとても思えません。西三河地域は公共交通機関が未発達のため、自動車での移動に頼らざるを得ません。この間のガソリン代の急騰も私たちの生活を脅かしています。

使用者側からの、中小零細企業の支払い能力論についても聞こえてきますが、これは大企業の利益を中小零細企業に還元させるためにも、今こそ行政サイドからの大きく強い声を上げていくべきです。

働く仲間の処遇の改善とともに、様々な意見を可視化させるためにも、愛知県最低賃金の改正決定への「異議申出書」と専門部会の運営にも意見します

以 上



2023年8月8日

愛知労働局長 阿部 充 様

名古屋市中区大須4丁目10-26

尾張教職員労働組合

執行委員長 住 田 末 夫

多くの子どもたち（とその家庭）は困っています
1027円では暮らしは改善できない、1500円に引き上げを
～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、尾張教労は異議を申し出ます。

毎月の給食費や学年費の振り込みに苦勞している子どもたちの数が年を追うごとに増えているような気がしてなりません。保護者の職が不安定であったり、収入が充分でなかったりするため、その影響が子どもたちにも降りかかっているのです。「義務教育は無償」ということが教科書だけでなくすべてに行き渡っているならばこんな苦勞はしなくて済むのですが。今、夏休みの真っ最中。給食がないので「子どもたちの食が心配」ということはマスコミでも取り上げられています。

最低賃金が時給1500円あれば、不安定な職に就いていたりする保護者の方たちも、「子どもに何とか苦勞を掛けずに学校に行ってもらえる」と少しは安心してもらえそうです。もちろん、そういう不安定な就業形態が無くなるのがより良いことではあるのですが。

このところ続いている「物価の上昇」は留まるどころを知りません。食料品の値上げはまだまだ続くと言われています。猛暑の夏、「エアコンなどを上手に使うと熱中症にならないように気をつけましょう」などと言われても、電気代も上がっているのですから、話は簡単ではない。10月は酒類やソーセージ、調味料などを中心に4262品目が値上げ予定だそうじゃないですか。ガソリン代の上昇も懸念されます。

私たちは、愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会を傍聴しましたが、非正規雇用労働者、あるいは低賃金で働かざるを得ない人たちの生活実態をふまえた審議（討論）は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。二者協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつだったことも腑に落ちません。

申し訳ないけど、教室での子どもたちの話し合いの方がより活発で、たくさんの子が発言の機会を求めたりして、有意義な討論が行われています。「私の意見を聞かれないから、『秘密』でやりたいな。」なんて考えは出てきませんよ。だって、自分の意見でみんなを動かしたいんですから。「学級」を「学校」をよくしたいと思っているんですから。

せっかくの審議会、県民に広く聞いてもらって、多くの人に納得してもらえるような話し合いをしていただきたいと思います。子どもたちだって、そんな話し合いを見せられたら、聞かされたら、「よし、私たちだって負けないぞ」って張り切ってくれると思うんですが。

以 上



2022 年 8 月 9 日

愛知労働局長 殿

名古屋市熱田区沢下町 9-7 労働会館東館 4F

全日本国立医療労働組合（全医労）愛知地区協議

議長 藤井 典

愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知県地方最低賃金審議会の 意見に関する異議申出書

「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知県地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、全医労愛知地区協議会は、以下のとおり『異議申出書』を提出します。

異議の内容

「愛知県地域最低賃金額—1 時間 1,027 円の答申に異議を申し出ます」

愛知県における最低賃金引き上げが、中央の示した目安通りの A ランク 41 円の引き上げでは、当面の千円突破を果たしたものの、相次ぐ物価上昇等を踏まえれば、引上げ額が実質賃金の上昇には及ばない状態と言わざるを得ません。今年度の引き上げでは、引き続き東京、神奈川、大阪について全国 4 位の最低賃金額となります。愛知県は多くの産業指標が神奈川や大阪を上回っており、「製造品出荷額」全国 1 位、県内総生産（名目）全国 2 位、1 人当たり県民所得全国 2 位など）最低賃金水準が神奈川や大阪の後塵に位置し、追いつける状況では、愛知県民・労働者の労苦に報いることにはなりません！

最低レベルの水準としても東京に次ぐ全国 2 位の「最低賃金」水準に引き上げるべきである。

コロナ禍の中で、あらゆる産業で厳しい状況が続いています。そんな中、とりわけ非正規雇用労働者が“いの一番”に雇用の調整弁として悪用されている実態も明らかになっています。「愛知県の就業状況調査 2022 年度版」によれば、コロナ禍の中、2020 年度は▲35（千人）、2021 年度▲26（千人）もの非正規労働者が県内で減少しました。そして 2022 年度は一転して非正規労働者が 40（千人）も増加し、正規職員は▲12（千人）も減少し、コロナ禍の中で、正規から非正規へ雇用が置き換わっている実態も顕著です。そんな中で非正規労働者は 133.2 万人が働いており、全就業労働者の 37%に達しています。最低賃金の相場で雇用され、生活を強いられている労働者とその家族である愛知県民は多数存在しているのです。

そもそも現行の時給 986 円が、憲法に保障された最低限の生活を担保できる賃金水準ではありません。コロナ禍の中であるからこそ、思い切った最低賃金の引き上げを断行すべきです。

国の目安通りの 41 円の引き上げでは、生活水準の改善に影響を及ぼす水準ではないどころか、むしろ、この間の円安物価上昇による生活への影響を考えると、県民生活の向上につながる引き上げ額とは到底言えません。中央の示した引上げ目安である 41 円の引き上げを判断した、判断基準も明確に示されていません。いかなる客観的、科学的分析のもとに決定されたのかを明らかにすること。

また、最低賃金相場を引き上げるに当たり、必要な経費負担増については大企業を除き、中小企業等へは、国と県の責任で大幅な支援強化を行うことを求めます。

以上



愛知労働局長 阿部 充 殿

異議申し立て書

2023 年 8 月 10 日

生活保護引き下げ反対愛知連絡会

愛知地方最低賃金審議会が中央審議会の目安どおり 41 円の引き上げを答申したことに、驚きと怒りでいっぱいです。

コロナでの物価上昇はさらに 10 月にも一斉値上げが予定されています。8 月からはガソリン代が大幅に値上がりし 1 リットル 180 円を超えてきています。猛暑でクーラーをつけずに熱中症になる方も続出しています。愛労連の調査でわかるように、これら最低生活にかかる費用は所得に関わらず同じように支出されるため、時給労働者など低所得者ほど大きな影響を受けています。このような物価高の中 41 円の引き上げでは「健康で文化的な最低限度」の生活は保障されません。

いっぽうで、愛知県に本社をおくトヨタ自動車は史上初めて 4 半期の利益が 1 兆円を超えました。下請け企業は原料高、電気代高で厳しい経営を迫られています。トヨタに対して単価引き上げを求めることはできません。最低賃金は賃金を法律で決める唯一の基準であり、最低賃金引き上げに見合う工賃の引き上げなど行政的な指導・支援を行うことができるものです。最低賃金大幅引き上げは県内労働者のくらしと中小企業の営業を守ることができます。

同じ時期に韓国では全国一律最低賃金を 9860 ウォン(約 1070 円)に引き上げることを決定しました。愛知県には大量の外国人労働者が働きにきていますが物価高に円安が加わり、昨年からは日本への出稼ぎ希望者が激減し、韓国・台湾・オーストラリアなどに変わってきています。今回の最賃引き上げはこれを決定的にするものです。

ところが当審議会では具体的な金額の検討は非公開の「二者協議」で審議されており、どのような議論でこの引き上げ額になったのかわかりません。少なくとも両者の主張の趣旨を公表すべきです。

以上、今回の愛知県最低賃金引き上げの答申に対する異議を申し立てます。



2023年8月9日

愛知労働局長

阿部 充 様

名古屋市名東区社台3丁目263-1

カーサノア名東104号室

千種名東地域労働組合総連合

議長 神村 敬太郎

41円の引き上げでは物価上昇には追い付かず、生活改善は困難です

—愛知県の最低賃金の改定決定についての異議申出書を提出します—

① 異議の内容

41円の引き上げ（1,027円）では生活改善は困難なので、1,500円以上に引き上げを求めます。

② 異議の理由

8月9日付の中日新聞の報道によれば、「6月の勤労統計調査の結果実質賃金が15カ月連続のマイナス」と報道されています。これは、言うまでもなくすぎましい物価上昇が続く中で、春闘で勝ち取った賃上げが追い付かないことを示しています。とりわけ、非正規・パートなどの不安定雇用労働者・青年層にとって厳しい生活が押し寄せています。

こうした中で、最低賃金の大幅な引き上げが今こそ求められていると考えます。41円の引き上げでは、実質的に引き上げに繋がらない労働者も多く存在することは明らかだと思います。今こそ、1500円をめざして大幅な改定が必要と考えます。

以上



2023年8月8日

愛知労働局長 阿部 充 様

名古屋市中区大須4丁目10-26

愛知県教職員労働組合協議会

議長 岩 澤 弘 之

多くの子どもたち（とその家庭）は困っています
1027円では暮らしは改善できない、1500円に引き上げを
～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、愛教労は異議を申し出ます。

毎月の給食費や学年費の振り込みに苦勞している子どもたちの数が年を追うごとに増えているような気がしてなりません。保護者の職が不安定であったり、収入が充分でなかったりするため、その影響が子どもたちにも降りかかっているのです。「義務教育は無償」ということが教科書だけでなくすべてに行き渡っているならばこんな苦勞はしなくて済むのですが。今、夏休みの真っ最中。給食がないので「子どもたちの食が心配」ということはマスコミでも取り上げられています。

最低賃金が時給1500円あれば、不安定な職に就いていたりする保護者の方たちも、「子どもに何とか苦勞を掛けずに学校に行ってもらえる」と少しは安心してもらえそうです。もちろん、そういう不安定な就業形態が無くなるのがより良いことではあるのですが。

このところ続いている「物価の上昇」は留まるところを知りません。食料品の値上げはまだまだ続くとされています。猛暑の夏、「エアコンなどを上手に使うと熱中症にならないように気をつけましょう」などと言われても、電気代も上がっているのですから、話は簡単ではない。10月は酒類やソーセージ、調味料などを中心に4262品目が値上げ予定だそうじゃないですか。ガソリン代の上昇も懸念されます。

私たちは、愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会を傍聴しましたが、非正規雇用労働者、あるいは低賃金で働かざるを得ない人たちの生活実態をふまえた審議（討論）は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。二者協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつだったことも腑に落ちません。

申し訳ないけど、教室での子どもたちの話し合いの方がより活発で、たくさんの子が発言の機会を求めたりして、有意義な討論が行われています。「私の意見を聞かれないから、『秘密』でやりたいな。」なんて考えは出てきませんよ。だって、自分の意見でみんなを動かしたいんですから。「学級」を「学校」をよくしたいと思っているんですから。

せつかくの審議会、県民に広く聞いてもらって、多くの人に納得してもらえるような話し合いをしていただきたいと思います。子どもたちだって、そんな話し合いを見せられたら、聞かされたら、「よし、私たちだって負けないぞ」って張り切ってくれると思うんですが。

以 上



2023年8月10日

愛知労働局長 阿部 充 様

愛知県知立市東栄5-23

全トヨタ労働組合

執行委員長 若月忠夫

愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」

一人の労働者として1027円では文化的最低限の生活できません

この度の審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、全トヨタ労働組合は異議を申し出ます。

私どもの組合に加入する労働者は、大企業の下請けとなっている中小企業で働く組合員が多く賃金格差に怒りを抱いています。

今年の答申は1日8時間働いても、月に7000円（41円×8時間×21日）にも達しない引き上げで、月額18万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。

昨年からの急激な諸物価の上昇によって実質賃金は低迷し実に厳しい生活環境になっています。情報によると年内の食料品値上げは予定を含め、昨年を大きく上回る3万5000品目近くになるとみられます。車がないと生活しにくい西三河地域ではガソリン代の上昇は最低賃金引き上げでもこれでは帳消しです。

愛労連からの情報によると愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会では、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は（討論）、残念ながらまったくなかったと聞きました。「闇の中」で二者協議がされたとのことで、記録にも残らない、情報公開請求を行っても知ることはできないそうです。「公開審議を逆手に取った運営」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつだったとのことですが発言しにくい審議会だったのでしょうか。

また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのか、しかも労使委員10名中2名しか発言しなかったことは、県民の関心事である最低賃金審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営であり、異議審の場においても絶対に意見陳述を行うべきです。

早急に1500円に引き上げることを求めます！

以 上



2023年8月10日

愛知労働局長 阿部 充 様

名古屋市中区新栄1-49-10
愛知県教育会館内
愛知県高等学校教職員組合（愛高教）
執行委員長 加藤 聡也

1027円では不足です。1500円への引き上げを求めます
～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営に意見します～

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、愛高教は異議を申し出ます。

愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。

この間、マスコミでも、非正規労働者の「目安どおりの引き上げでは足しにならない」という生の声を紹介しながら、目安を大きく上回る引き上げが必要だと指摘されてきました。

1日8時間働いても、月に7000円（41円×8時間×21日）にも達しない引き上げで、月額は18万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。

民間信用調査会社の帝国データバンクが食品主要195社を対象におこなった調査では、年内の食料品値上げは予定を含め、昨年を大きく上回る3万5000品目近くになるとみられます。特に10月は酒類やソーセージ、調味料などを中心に4262品目が値上げ予定となっています。ガソリン代の上昇も懸念されます。

私たちは、愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会をすべて傍聴しましたが、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた討論は、まったく聞くことができませんでした。二者協議は非公開であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。「公開審議を逆手に取った運営」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつだったことも腑に落ちません。

また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのか、県民の関心事である最賃審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営でした。異議審の場においても意見陳述を行うべきです。

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以 上



2023 年 8 月 15 日

愛知労働局長 阿部 充 様

尾張東地域非正規労働者コ
執行委員長 梅野 敏

1027 円では暮らしの改善は望めない 1500 円以上に引き上げを求める

貴職におかれましては、日頃より労働者の暮らしを守ることに、奮闘しているもの
と思います。

2023 年の最低賃金額 1027 円との答申が出されたことに、私たち非正規で働く者た
ちへの生活向上に目を向けていない金額に異議を申し立てます。

1 年間 2000 時間働いても年収で、2054 千円です。この 2 千時間の労働は、正規の
労働者の目安となっています。非正規の労働者は、働きたくても労働時間は最低に抑
えられ、収入を求めるためにはダブルワーク、トリプルワークも日常になってきてい
ます。働きすぎが健康に与える影響は強まっています。

ましてや物価高騰の中で、実質賃金が低下しており、働く時間をますます増やして
いく結果となります。

健康で、文化的な最低限度の生活をしていくためには、最低賃金審議会の答申には
怒りを覚え、異議を申し立てます。

以上



2023年8月16日

愛知労働局長 阿部 充 様

愛知県最低賃金についての異議申出書

税理士・特定社会保険労務士

私自身は税理士・特定社会保険労務士事務所を営む自営業者であり、経営者の味方という立場であり、私自身パート労働者を雇用しています。同時に、ボランティアで労働組合の生活相談担当の執行委員をしており、労使双方の立場を持っています。

今回の最低賃金の答申は労使双方にとって低すぎると考え、異議を申し出いたします。

★ 2012年—2022年の10年間にデフレ基調にもかかわらず愛知県の最低賃金は30%上昇しました。しかし、愛知県内で失業者が満ち溢れているということもなければ、中小企業の倒産が相つぐということもおきていません。

★ 中小企業は最低賃金の改定を機会に賃上げを行うことが多く、賃上げ余力があっても最低賃金の改定がなければ賃金を引き上げないことが多いです。

★ 私自身労働者を雇用し世間相場より高い賃金を支払っています。賃金を引き上げれば労働者の意欲が増進します。賃金を引き上げれば、賃金に見合った仕事をしてもらわなければ採算がとれなくなります。経営者である私自身が労働者の教育、使い方を考えるようになり、企業の生産性向上につながります。日本の質の高い労働者を安い賃金で労働させることができれば、経営者は努力しなくても何とかなり、生産性向上に逆行します。

★ 相対的に高い賃金を払うことにより、労働者の離職を防止し、労働者の教育訓練につながります。経営者の正直な気持ちとして、長く働いてくれそうな労働者でなければきちんと教育しようという気にならないからです。

★ 低い賃金は経営が苦しいことの結果であると同時に、経営が苦しいことの原因でもあります。

★ 現在の最低賃金は生活保護水準と大差がありません。労働するより生活保護を受けた方が有利であればモラルハザードを招くことになります。現在の生活保護水準では健康で文化的な最低限度の生活に十分かどうか疑問です。それよりもさらに低い最低賃金は直ちに是正すべきです。

★ 現在の最低賃金水準であれば、とくに社会保険に加入していない事業所において国民年金保険料の未納により将来の無年金者・低年金者の大量発生をもたらし、長期的には国民消費支出の縮小による経済の停滞、生活保護予備軍の大量発生、それに伴う国家財政の破綻を招きます。

★ 現在の最低賃金水準はリスキングが不可能な水準であり、たとえリスキングの費用を国が援助するとしてもリスキングの時間を捻出できる賃金水準ではありません。

以 上



2023年8月16日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 愛知県春日井市鳥居松町5丁目32番地
ザ・ペンタゴン4階

組 織 名 尾張中部地区労働組合総連合

事務局長 加藤博一

最低賃金の一刻も早い1500円への引き上げを求めます

～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」～

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、尾張中部地区労働組合総連合は異議を申し出ます。

愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果は、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上が必要であることを明らかにしてきました。

1日8時間働いても、月に7000円（41円×8時間×21日）にも達しない引き上げで、月額は18万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、人間らしい生活ができるとは到底思えません。あらゆる分野において物価高騰が続いている現在、最低賃金の大幅な引き上げが喫緊の課題であることは言うまでもありません。特に、最低賃金ぎりぎりで雇われている非正規労働者が多くいることを鑑み、一刻も早い最低賃金の大幅引き上げを心より願うものです。

今年は専門部会が初めて公開されましたが、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は公開された限りではまったく行われず、二者協議は非公開で「闇の中」であったと聞いております。また、検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったとも聞いております。このような運営の仕方は、県民の関心事である最賃審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営であると言わざるを得ません。異議審の場においても意見陳述を行うべきです。

最低賃金の引き上げの議論では「中小企業の支払い能力」が問題となってきますが、中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを心より歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以 上



2023 年 8 月 16 日

愛知労働局長 阿部 充 様

愛知県名古屋市中村区椿町 20-15 名古屋国鉄会館 6 階
国鉄労働組合名古屋地方本部
執行委員長 土谷敏幸

1027 円で生活改善は不十分、1500 円への引き上げを求めます

日頃の業務、たいへんお疲れ様です。

私ども国鉄労働組合名古屋地方本部は J R 東海、J R 貨物、J R 関連企業で働く者で組織しています。J R ではこの間、関連企業への業務委託外注化が深度化し、関連企業では駅員で言えば制服は同じようでも実態は最低賃金ラインの低賃金での格差労働を強いられてきているのが実態です。企業の方は最低賃金を大きく上回る 1500 円で実際に働いてもらおうとするとなると国や県などの財政支援や措置無しではまさに倒産を迫られるような状況となってしまいます。

しかし、今般の急激な物価高騰の中で、最低賃金の大幅な引き上げは生活を維持するために絶対に必要であることは明かです。愛知の最低生計費試算調査では、時間給で 1500 円を超えていると聞きます。全国でもほとんどが 1500 円を超えていると聞きます。また、直近の物価上昇率で再計算すると 1600 円前後となっているとも聞きます。

先般、愛知地方最低賃金審議会が最低賃金を 1027 円と答申したことに対して、引き上げ額に一定の評価は行いつつ、とても働く者の実態、憲法や国際比較に相応しいものとは言えず、私ども国鉄労働組合名古屋地方本部は異議を申し出ます。

傍聴者によると愛知地方最低賃金審議会および初めて公開された専門部会で非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議や討論を聞くことができなかったと聞きました。また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われず、県民の関心事である最賃審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営だとも聞きました。異議審の場においてでも働く者の意見陳述を行い、審議に相応しい場とすることが求められています。

最後に、中小企業支援策の拡充などについて、政府に対する要望が行われたことを歓迎しつつ、貴局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以上



2023年8月16日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 熱田区沢下町 9-3 労働会館本館 304 室
組 織 全日本年金者組合愛知県本部
代表者 渡辺義巳

1027円では暮らしは改善できない、1500円に引き上げを
～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、年金者組合は異議を申し出ます。
愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。

公的年金はマクロ経済スライドで切り下げられ、退職後に年金額の少なさに驚愕して、生活の維持に非正規やアルバイトで食い繋いでいる高齢者の声を聴くたびに胸が痛み最低賃金の大幅な引上げが喫緊の課題と痛感しています。

特に、女性の年金額は10万円に満たない人が多く、生活維持のために劣悪な労働条件で働いています。追い打ちをかけるように円安で物価は高騰し、民間信用調査会社の帝国データバンクが食品主要195社を対象におこなった調査では、年内の食料品値上げは予定を含め、昨年を大きく上回る3万5000品目近くになるとみられます。特に10月は酒類やソーセージ、調味料などを中心に4262品目が値上げ予定となっています。ガソリン代は一リットル171円に上昇しています。

愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会の傍聴者からの報告は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。二者協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。「公開審議を逆手に取った運営」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつだったことも腑に落ちませんとの内容でした。

愛知地方最低賃金審議会が、大企業に付度することなく働く人達の生活実態を把握し、審議を尽くすことを強く要望します。

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以 上



2023年8月16日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 瀬戸市原山台3丁目98番地
瀬戸市立原山小学校気付
組織名 瀬戸市教職員労働組合
代表者 執行委員長 小林 友子

**子どもの貧困をなくすためにも早急に1500円へ引き上げてください。
時給1027円では保護者の暮らしも改善ができません。**

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、瀬戸市教職員労働組合は異議を申し出ます。

愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。

マスコミでも、非正規労働者の生の声「目安どおりの引き上げでは足しにならない」を紹介しながら、目安を大きく上回る引き上げが必要だと指摘してきました7。

1日8時間働いても、月に7000円（41円×8時間×21日）にも達しない引き上げで、月額は18万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。

保護者の中には、最低賃金ギリギリの仕事の家庭があります。子どもの貧困をなくすためにも最低賃金の1500円への引き上げは重要です。

食料品値上げは予定を含め、昨年を大きく上回る3万5000品目近くになると言われています。特に10月は酒類やソーセージ、調味料などを中心に4262品目が値上げ予定となっています。ガソリン代の上昇も止まっていません。

愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会では、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議（討論）は、二者協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。「公開審議を逆手に取った運営」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつだったことも腑に落ちません。

また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのか、県民の関心事である最賃審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営でした。異議審の場においてでも意見陳述を行うべきです。

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以 上



2023年8月16日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 瀬戸市追分町 64-1
組織名 尾張東地域労働組合総連合
代表者 議長 加藤 徹

時給1027円では暮らしの改善ができません。

早急に1500円へ引き上げてください。

～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、尾張東地域労働組合総連合（尾東労連）は異議を申し出ます。

愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。

マスコミでも、非正規労働者の生の声「目安どおりの引き上げでは足しにならない」を紹介しながら、目安を大きく上回る引き上げが必要だと指摘してきました。

1日8時間働いても、月に7000円（41円×8時間×21日）にも達しない引き上げで、月額は18万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。

民間信用調査会社の帝国データバンクが食品主要195社を対象におこなった調査では、年内の食料品値上げは予定を含め、昨年を大きく上回る3万5000品目近くになるとみられます。特に10月は酒類やソーセージ、調味料などを中心に4262品目が値上げ予定となっています。ガソリン代の上昇も懸念されます。

愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会では、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議（討論）は、二者協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。「公開審議を逆手に取った運営」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつだったことも腑に落ちません。

また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのか、県民の関心事である最賃審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営でした。異議審の場においても意見陳述を行うべきです。

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以 上



愛知労働局長 阿部 充 様

2023 年 8 月 16 日
外国人実習生 SNS 相談室
樽松佐一

愛知県最低賃金審議会の改正決定に対する異議申出書

私は外国人実習生からの相談を受けているものです。いつも適切な指導をいただき感謝しています。

さて貴職もご承知の通り技能実習生の大半が最低賃金で働いています。

私は先月 JP-MIRAI(責任ある外国人労働者受け入れプラットフォーム)の一員としてベトナムを訪問し日本大使館、ジャイカ、ベトナム海外労働局、地方政府、送り出し機関などとの意見交換を行ってきました。

そこで一様に言われたのが日本の賃金の低さです。ベトナムでは近年 7%程度の経済成長で都市部の賃金が上昇しています。ここに円安が重なったため日本からの仕送りは実質 3 割のダウンとなっています。そのため最近では日本への希望者が減り、韓国・台湾、さらにはオーストラリアに変わってきています。

そこに韓国が今年 7 月、最低賃金を全国一律 1070 円に引き上げました。このことは SNS でほとんどのベトナム人が知るところとなっています。いっぽう愛知県の答申は 1027 円にとどまっています。自動車産業を支える愛知の中小企業は実習生を使っており、愛知県は全国で一番実習生の多い県です。その愛知県で韓国より大幅に低い最賃となったことは大きなショックになっています。

このままでは、他の国からの実習生も来なくなる恐れがあります。至急、見直すべきだと思います。

以上



2023 年 8 月 16 日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 名古屋市瑞穂区塩入町 17-6
組 織 名 東海共同印刷労働組合
代 表 者 渡辺 潔

労働者の実態を把握しているとは到底思えない、 誰のための、何のための審議会なのか！

早期に最低賃金 1,500 円以上の実現を求めます

審議会が「最低賃金を 1,027 円」と答申したことに、私たちは異議を申し出ます。

愛労連をはじめ全国 28 都道府県のローカルセンターと全労連が約 4 万 7000 人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8 時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額 24 万円（時給 1,500 円）以上必要であることを明らかにしてきました。

この間、マスコミでも、非正規労働者の「目安どおりの引き上げでは足しにならない」という生の声を紹介しながら、目安を大きく上回る引き上げが必要だと指摘されてきました。

1 日 8 時間働いても、月に 7,000 円（41 円×8 時間×21 日）にも達しない引き上げで、月額は 18 万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。

私たち印刷産業では、この 1 年半の間に用紙、インキなどすべての資材費の値上がりを経験しました。今までも資材費の値上がりはありましたが、すべてにおいて同じタイミングで値上がりするというのはこの四半世紀では初めての経験です。また、電気代、光熱費も値上がりしており、上がっていないのは労働者の賃金のみという状況になっています。顧客への価格転嫁のお願いも継続していますが、すべての資材費の価格転嫁は、一企業だけでは何ともならないのが現状です。

愛知地方最低賃金審議会とは誰のために審議をする機関なのでしょうか。非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は（討論）、残念ながらまったく聞くことができませんでした。二者協議で行われたかもしれませんが、非公開で「闇の中」、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。「公開審議を逆手に取った運営」との批判は免れません。また、労使各 5 名の委員で発言したのは、双方 1 名ずつだったことも腑に落ちません。

また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのか、県民の関心事である最賃審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営でした。異議審の場においてでも意見陳述を行うべきです。

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以 上



2023年8月16日

愛知労働局長 阿部 充 様

〒456-0006

名古屋市熱田区沢下町9番3号労働会館本館402

JMITU愛知地方本部

執行委員長 北村 淳

愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」

1027円では暮らしは改善できない、1500円に引き上げを 専門部会の運営にも意見します

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、JMITU愛知地方本部は異議を申し出ます。

愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。

この間、マスコミでも、非正規労働者の「目安どおりの引き上げでは足しにならない」という生の声を紹介しながら、目安を大きく上回る引き上げが必要だと指摘されてきました。

1日8時間働いても、月に7000円（41円×8時間×21日）にも達しない引き上げで、月額は18万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。

民間信用調査会社の帝国データバンクが食品主要195社を対象におこなった調査では、年内の食料品値上げは予定を含め、昨年を大きく上回る3万5000品目近くになるとみられます。特に10月は酒類やソーセージ、調味料などを中心に4262品目が値上げ予定となっています。ガソリン代の上昇も懸念されます。

私たちは、愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会をすべて傍聴しましたが、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は（討論）、残念ながらまったく聞くことができませんでした。二者協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。「公開審議を逆手に取った運営」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつだったことも腑に落ちません。

また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのか、県民の関心事である最賃審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営でした。異議審の場においても意見陳述を行うべきです。

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以 上



2023年8月17日

愛知労働局長 阿部 充 様

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F
愛知県労働組合総連合（愛労連）
議長 西尾 美沙子

歴史的な物価高騰、実質賃金15カ月連続マイナスで暮らしはさらに悪化 ～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」～

【異議の内容】

(1) 最低賃金額 1時間1,027円について (2) 審議会の運営について

【異議の理由】

(1) 最低賃金額1時間1,027円では生活改善に足りない

- ①. 8月9日新聞各紙は、厚労省が8日発表した6月の毎月勤労統計調査結果を報道。実質賃金は前年同月比1.6%減となり、15カ月連続で前年を下回りました。物価高騰の波が家庭に押し寄せています。同日、総務省が発表した消費支出も前年同月を4.2%下回り4カ月連続マイナスであり経済にも大きな影響を与えます。41円程度の引き上げでは生活が改善されないことは明らかです。
- ②. 民間信用調査会社の帝国データバンクが食品主要195社を対象におこなった調査では、年内の食料品値上げは予定を含め、昨年を大きく上回る3万5000品目近くになるとしています。特に10月は酒類やソーセージ、調味料などを中心に4262品目が値上げ予定となっています。ガソリン代は1ℓ200円に迫る勢いです。
- ③. 愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。この間、中日新聞も毎日新聞も社説で1,500円への引き上げに言及しています。

1日8時間働いても、月に7,000円（41円×8時間×21日）にも達しない引き上げで、月額18万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。審議では一切こうした議論が聞かれませんでした。

(2) おおよそ、まともな審議がされたとは言えない

- ①. 私たちは、審議会、および初めて公開された専門部会をすべて傍聴しましたが、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議（発言）は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。公開審議はわずかな時間で、労使委員双方1名がひと言発言しただけ。第2回専門部会（7/31）は、約1時間40分の非公開二者協議、第3回専門部会（8/2）は約2時間の非公開二者協議でした。始めて公開された専門部会で労使の活発な審議を期待しましたが、見事に裏切られました。この二者協議は記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。専門部会を公開する意義は何だったのか。すべての専門部会委員に問うものです。
- ②. 労使各5名の委員で発言したのは、本審・専門部会とも双方1名のみでした。非正規雇用労働者の意見陳述も行わせない。審議の場で発言もしないのでは、委員としての責任をどう果たしてもらうのでしょうか。一方、検討小委員会では労働者の意見陳述が実施され資料も豊富で説得力もあり評価できるものでした。なぜ、専門部会では行われなかったのか。委員を任命した労働局長の責任が問われます。

(3) 中小企業支援対策について政府への要望の実現を歓迎

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国や関係機関に対し強く働きかけるよう求めます。

以 上



2023年8月17日

愛知労働局長 阿部 充 様

名古屋市熱田区沢下町9番7号
労働会館東館3階
愛労連労働相談センター
所長 葛谷 輝 起

**1027円では非正規労働者の暮らしは改善できない、1500円に引き上げを
～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～**

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、当労働相談センターは異議を申し出ます。
当労働相談センターの相談者は、非正規労働者が多く、時給1000円近辺の賃金で生活しています。物価高騰のなか、特に子どもさんを抱えるシングルマザーの生活は大変苦しく、フルタイムで働いても、月額7000円程度の引上げでは、生活を支えていくことが困難であると訴えが多く寄せられています。

私どもは、審議会、専門部会で労働者の生活実態を踏まえた審議を求めてきました。昨年からの主要食料品が値上げされ、年内には更なる値上げが予定されています。特に10月は酒類やソーセージ、調味料などを中心に4262品目が値上げ予定となっています。ガソリン代の上昇も生活が追い込まれる要因です。

私たちは、愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会では、非正規雇用労働者の生活実態をふまえ審議されたと受け取ることができませんでした。実質二者協議で審議され、非公開で「闇の中」であり、記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。「公開審議を口実に、文書すら残さない闇の運営」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつであり、委員の責任放棄と言えます。

また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのか、県民の関心事である最賃審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営でした。異議審の場においても意見陳述を行うべきです。

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以 上



2023年8月17日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 名古屋市熱田区沢下町 9-3
組織名 愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
代表者 理事長 猿田 正機

働くもののいのちと健康を守るためには改訂案は不十分です！

愛知県最低賃金の改正案への「異議申出書」と専門部会運営への意見

賃金は労働の対価とともに労働者の生活を維持させるべきものです。働くもののいのちと健康を守るためにも、人間に値する生活が可能となる賃金をはじめとした労働条件の確保が必要とされます。

そもそも最低賃金制度は、19 世紀のイギリスで初めて導入されました。当時のイギリスは、産業革命が進み、労働者が低賃金で働かざるを得ない状況にあり、労働者の生活を守るために最低賃金制度が導入された経緯があります。

最低賃金制度は、その後、世界各国に広がりました。現在では、189 カ国で最低賃金制度が導入されています。

今回の愛知県における、最低賃金の改訂は、はじめて時間あたり 1000 円の大台を突破しましたが、働く仲間の生活実態からすれば、十分ではありません。中央審議会の目安から一步も出ていない改定案には失望します。各地の改定案には中央の目安を超えた改定案がいくつもの県から出されています。

最低賃金の対象となる労働者は、この社会の正規雇用ではない底辺に位置する労働者であり、これらの恵まれない人々の処遇の改善による底上げと格差是正のためにも、大幅な最低賃金の上昇には決定的な意味があります。私たちの仲間がこの間求めてきた、全国一律の最低賃金 1500 円以上の要求はささやかなものです。

使用者側からの、中小零細企業の支払い能力論についても聞こえてきますが、今こそ大企業がためこんだ利益を中小零細企業に還元させることが必要です。行政の側も使用者への忖度ではなく、大きな声を上げていくべきです。

働く仲間の処遇の改善とともに、様々な意見を可視化させるためにも、愛知県最低賃金の改正決定への「異議申出書」と専門部会の運営にも意見します

以上



2023年8月17日

愛知労働局長 阿部 充 様

全

田区沢下町 9-7-405

組合愛知地方本部

委員長 煤本國治

愛知県の最低賃金の改正決定に関する異議申出書

～生活を維持するために最低賃金の大幅な引き上げを求めます～

～早期に全国一律の最低賃金が1,500円になるように議論をしてください～

審議会が「最低賃金を1,027円」と答申したことに、全労連・全国一般愛知地方本部は異議を申し出ます。全労連に加盟する28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上必要であることを明らかにしてきました。

今回の引き上げ額は、1日8時間働いて、月に7,000円（41円×8時間×21日）にも達しません。1か月の賃金は18万円程度です。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃や光熱費を払った後、将来の備えのための貯蓄、値上がり続ける食料品や日用品への出費、嗜好品や趣味のための出費等を考えれば、とても自立して生活ができるような賃金ではありません。

海外に目を向ければ、カナダ1,495円、フランス1,609円、イギリス1,729円、ドイツ1,732円、米（ワシントン州）2,084円、オーストラリア2,161円（いずれも全労連作成の資料に基づく）となっています。

後日開かれる審議会においても労使双方の立場や実態を反映させる活発な意見陳述が行われることを求めます。

先の審議会の答申に盛り込まれた「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備」について、政府へ働きかけていただくことを強く求めます。

以 上



2023年8月17日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 名古屋市熱田区沢下町9番7号

労働会館東館3階

組 織 名 愛知県社会保障推進協議会<愛知社保協>

代 表 者 議 長 森谷 光夫

最低賃金の大幅引き上げは待ったなし

時給1027円では人間らしい暮らしは出来ない

1500円の引き上げに向けた決意を示そう

～ 愛知県最低賃金の改正決定に関する異議申出書 ～

愛知地方最低賃金審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、愛知県社会保障推進協議会<愛知社保協>は、異議を申し出ます。

7月24日に提出した意見書で指摘しましたが、昨年から物価高騰が止まらない中、最新の7月の消費者物価は、前年同月比2.4%増と23カ月連続の上昇と2%越えは4カ月連続と13年11カ月ぶりの高水準となっています。特に、最低賃金が10月1日に改定される予定ですが、今年も10月には6000品目以上の多くの食品や飲料で値上げが予定されていて、家計への負担はさらに増える見込まれます。さらに、実質賃金も3カ月連続のマイナスで、物価上昇に対して賃金の伸びは追いついていないのが現状です。これでは個人消費の冷え込みにつながるおそれがあり、専門家などからは景気への悪影響を懸念する指摘が出ています。

医療・介護・福祉・年金・子育て・障害や生活保護を運動の柱に据え社会保障の充実を求める愛知社保協にとって、最低賃金の改定は、憲法25条に示されるように、県民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する観点から、最低賃金の大幅な改善をめざすことが必要ではないかと考えます。実際に鳥取県・島根県の目安を7円や青森県・大分県・熊本県の6円を上回る等の地方に反乱が起きています。Aランクだからといって、躊躇することなく、世界に名だたる自動車産業を抱える愛知で、先進7カ国に恥じることがない労働者の賃金水準を確保して、人間らしい生活を営むために時給1500円に向けた決意を示す絶好の機会と、とらえることが必要ではないでしょうか。

もう一つ異議を申し出る理由は、中央最低賃金審議会の公開が原則に従って、愛知県でも初めて公開された専門部会は、私たちの期待を裏切る形になったと指摘せざるを得ません。多くの審議内容は、二者協議の場に移され、「闇の中」で実質審議が行われています。私たちは、労働者代表と使用者代表がそれぞれどのような資料を基に最低賃金の金額を主張されたのか、公益代表も仲裁役としてどのように妥協点を見いだして結論を導いたのか、攻防の中味が知りたいと思うのが当然のことだと思います。残念ながら一歩進んで二歩後退ととらえています。さらに、他県で多くが意見陳述の場を設定していますが、愛知で行われない理由が分かりません。是非来年度は実現するように真摯な審議をお願いします。

最後に、初めて賃上げしやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者対策を政府に対して要望をしたことには唯一の喜ばしい出来事でした。ありがとうございました。



2023年8月17日

愛知労働局長 阿部 充 様

(組織) 愛知民医連労働組合連合会 (愛知民医労)

(代表者) 執行委員長 原 真理子

愛知地方最低賃金審議会の改正決定に関する異議申出書

【異議の内容】

8月4日、愛知地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を41円引き上げ、1,027円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、異議を申し出ます。

【異議を申し立てる理由】

コロナ禍で医療・介護従事者をはじめ、労働者・国民の生活を苦しめています。非正規労働者をはじめ、低収入が暮らしをひっ迫しています。答申は過去最高の引上げ額とはなりましたが、物価高騰による支出の増加を上回るものとはなっていません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

全国においても22の道と県では国の目安を上回る引き上げとなり、不十分ながらも物価高騰などの影響を考慮しました。愛知は国の目安通りとなりましたが、愛知においても平成25～27年は、国の目安を上回る答申を出しています。愛知の実態を直視するならば国の目安を上回る答申が必要です。

最低賃金の大幅な引き上げは、全産業平均よりも低い医師を除く医療・介護労働者の賃金水準の引き上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。

介護労働者においては、特に通所施設で非正規労働者が多く、また医療労働者においても、この間の人件費削減により非正規労働者なしには、医療・介護事業を行うことが困難と言っても過言ではありません。

最低賃金に張り付いた働く介護従事者にとってはとくに、答申された金額では不十分であり、大幅に上積み、早期に愛知県最賃を1500円以上にしていく必要があります。今年度の愛知県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1、時給1500円に早期に引き上げること



一度の引き上げが困難だとしても、早期 1,500 円に到達するまでの計画を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

- 2、専門部会は公開となりましたが、2 者協議の場は非公開であり実質的には公開とはいえません。また率直な議論がされる 2 者協議の場は議論議事録が公表されないため、今回から専門部会を公開したことを理由にして、最賃金審議会の閉鎖性に強まったと言わざるを得ません。

県内 132 万人いると言われる非正規労働者の当事者の意見陳述の場がない愛知県最低賃金審議会是全国では半数以上の都道府県で実施されている審議会の意見陳述の場が保障されておらず、全国でも閉鎖的で遅れていると指摘せざるを得ません。公開し、実証性に基づいた当事者の意見陳述が確保される愛知県最低賃金審議会のあり方へと改善してください。

以 上

2023年8月17日

愛知労働局長 阿部 充 様

名古屋市熱田区沢下町9-7

労働会館東館407

愛知地域労働組合きずな

執行委員長 城下 英一

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書

愛知地方最低賃金審議会は、2023年度の最低賃金を時間給1,027円に改定する答申を行いました。41円の引き上げは過去最高となるものの、中央最低賃金審議会の目安通りで、1円の上積みもありませんでした。私たちは「最低生計費調査」を通して、1人暮らしの青年がまともに暮らすには、全国どこでも月額24万円以上が必要であり、それを時間額に換算した1,500円の最低賃金実現を求めてきました。昨年からとどまることを知らない物価高騰で、働く者の可処分所得は急激に減少しており、最低賃金の大幅な引き上げが社会的に求められていました。

7月28日に発表された中央最低賃金審議会の答申には、「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」であり、地方別の最低賃金の審議に際して「自主性」を発揮することを期待していると明記されています。その文言は、7月31日の県審議会でも報告され、労働局長及び公益・労働者・使用者の各代表委員も確認されています。

今年は専門部会が公開になり、審議の行方を見守る多くの労働者が傍聴しました。私も大いなる関心を持って傍聴しましたが、活発な議論は少なかった印象を持ちました。より詰めた話し合いがあったであろう二者協議は非公開でした。「労働者の購買力を維持する観点」から、自主性を持った話し合いが行われたのか甚だ疑問です。議事録の公開を求めます。

鳥取県や青森県では、労使双方が要求額を提示し、審議の結果、中央の目安金額より、それぞれ7円、6円の引き上げを決定しました。それ以外にも10県で目安を上回っています。愛知県のように「全会一致」が必ずしもいいとは思いません。活発な議論こそ必要です。

中小零細・非正規労働者が直接意見陳述する機会を設けることも要求します。そのことが、最低賃金近傍の労働者の生活実態への理解を進め、審議の活性化につながるものと考えます。

今回の愛知地方最低賃金審議会の低すぎる引き上げの答申額は、現在と最低賃金が改定される10月以降の物価高騰から、働く者の生活を守るものとなっていません。消費へのマイナスも落ち込み、経済にとってもいい影響は表れません。

異議申出書を誠意をもって審議していただき、大幅引き上げに向けた再検討を要望します。

以上



2023年8月17日
愛知労働局長 阿部 充 様

〒498-0011 愛知県弥富市荷之上町六十人495番地13

障害者労働組合 組合員 後藤 陽司

**たったの41円引き上げた1027円では、さらなる物価高騰のさなかに
生活できない！**

ただちに1500円以上、ほんらいなら2000円へ引き上げるべきだ！

**専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は許されない！二者協議を含
めて全面公開すべきだ！**

当事者による意見陳述を実施せよ！

～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」～

1. ハンガーストライキを経ても、たったの41円引き上げの1027円答申に、断固抗議する！

当労働組合は、栄総行動実行委員会の一員として、昨年10月の最低賃金の改定以来、年度内に物価高騰を上回る大幅な引き上げを実現する再改定を再三強く求めてきました。しかし、それはついになされず、4月には当労働組合は他の労働組合や市民の有志のみなさんとともに、抗議のハンガーストライキをせざるを得ませんでした。そして、本年度の改定では昨年をはるかに上回る大幅な引き上げを求めました。今回愛知地方最低賃金審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、当労働組合は、断固として異議を申し出ます。結果として、中央最低賃金審議会の「目安」41円に1円も上乗せすることなく、そのまま追従しただけの答申です。また、7月21日に発表された名古屋市消費者物価指数（2023年6月分）の結果の概況は、総合指数(令和2年(2020年)=100)は105.4となり、前年同月比3.5%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は105.1となり、前年同月比3.4%の上昇。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は104.5となり、前年同月比4.3%の上昇、となっています。41円の引き上げ(約4.2%)は、物価高騰を後追いしているだけで、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数をも下回る低水準です。当労働組合が求めてきた水準とはるかにかけ離れており、断じて容認できません。



2、「人間らしい文化的な生活」(憲法25条生存権)には、ただちに1500円以上が必要だ！

愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、つまり日本国憲法第25条の生存権「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには、全国どこでも月額24万円(時給1500円)以上必要であることを明らかにしてきました。

この間、マスコミでも、非正規労働者の「目安どおりの引き上げでは足しにならない」という生の声を紹介しながら、目安を大きく上回る引き上げが必要だと指摘されてきました。

1日8時間働いても、月に7000円(41円×8時間×21日)にも達しない引き上げで、月額は18万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。最低賃金(現行986円)で募集している企業は、求人票で公然と「アルバイトかけもち可」と書いています。たったの1027円では、最低賃金およびその近傍の時給で働く労働者は、ダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ません。

3、労働者県民は、物価高騰で絶望的に追い詰められている！

非正規労働者を中心に、物価高騰に対して生活はますます苦しくなり、悲鳴の声が上がっています。「食事は1日1回、しかも昼におにぎり1個だけ」、「電気やガスなど最低限消費するものはこれ以上削りようがない。今年の連日の異常な猛暑の中、冷房の節約に頭を悩ませている」、「スーパーでの買い物はいかに安く済ませるか苦労している。生鮮食料品なども高騰しているので、とても困っている」、「節約のためお風呂をためて入っていない、軽くシャワーだけで済ませている」、「子供には給食を夜の分まで食べてくるように言い聞かせ、自分は一日に一食だけでカップ麺かレトルトで済ませている」、「しだいに目に見えて痩せてきて、体力や持続して何かをすることができなくなり、こころも暗い気持ちやどうしようもない絶望感がちよくちよく起る」

民間信用調査会社の帝国データバンクが食品主要195社を対象におこなった調査では、年内の食料品値上げは予定を含め、昨年を大きく上回る3万5000品目近くになるとみられます。特に10月は酒類やソーセージ、調味料などを中心に4262品目が値上げ予定となっています。ガソリン代の上昇も懸念されます。

労働者県民のこうした窮状を、たったの1027円では到底解消することはできません。今こそ、最低賃金1500円以上への大幅引き上げが必要です。

4、諸外国では、2000円を上回る地域もある！1027円では韓国も下回ることになる！

2000円への引き上げを求める！

コロナ禍以降、物価高騰に対して、先進各国は最低賃金を大幅に引き上げています。米ワシントン州は2195円、オーストラリアは1965円、フランスは1690円と、日本をはるかに大きく上回っています。現在の日本の最低賃金加重平均961円は、すでに韓国の現行962円を下回っています。さらに

7月19日、韓国の2024年の最低賃金は23年比2.5%増の時給9860ウォン(約1080円)に決まりました。足元の為替レートで比較すれば東京都の現行の最低賃金(1072円)をも上回るようになります。ということは、1027円はこの韓国の水準をも下回ることになるということです。当労働組合は、労働者県民の真の生活安定のためには、時給2000円への引き上げを求めます。

5、専門部会の「公開審議を逆手に取った闇審議」は許されない！二者協議を含めて全面公開を！

今回の審議では、中央最低賃金審議会の報告を受け、引上げ額の実質的な審議を行う専門部会の一部が公開されました。当労働組合は、これまでも開かれた場でこそ公労使委員それぞれが責任を持った議論ができるし、世の流れであるとその公開を求めてきました。しかし、公開された場での議論は、労使双方が求める引上げ額さえも示されない極めて形式的なものでした。これまでもブラックボックスとの批判がされてきましたが、公労および公使の二者協議を逆手に取った審議は「闇の中」と言わざるを得ません。これまで非公開とされてきた専門部会の議事録によれば、昨年の公労使三者が揃う場での審議は引上げ額の具体的な提示やその根拠が示され、今年よりは真摯な議論がされていました。しかし、今年は、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。二者協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。「公開審議を逆手に取った闇審議」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつのたった2名だったことも腑に落ちません。専門部会を公開する意義は何だったのでしょうか。すべての専門部会委員に問うものです。そして今後は、二者協議を含めて全面公開すべきです。

6、意見陳述を実施して、当事者の生の声を聞くべきだ！

また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのでしょうか。当事者の生の声も聞かずに審議がおこなわれ、答申額が決定されたことは極めて遺憾であり、抗議します。異議の申し出を受けておこなわれる審議の場で、青年、女性、非正規労働者の当事者の意見陳述が行われるよう改めて求めます。

7、中小企業支援策の拡充などを政府に要望することを歓迎する！強く上申を！

当労働組合が長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以 上

2023年8月17日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 愛知県名古屋市緑区浦里1-83
鳴海西団地1-102
組織名 北医療生活協同組合労働組合
島崎 宏行（組合員）

最低賃金を1500円に引き上げること、 および最低賃金審議会の公開・民主的運営を求める異議申出書

愛知県民のための労働行政へのご努力に敬意を表します。

私は、愛知県内に事業所を置く北医療生活協同組合というところで働いています。その職員たちで結成している北医療生協労働組合の一員として、今般の最低賃金審議会の1027円答申に対して、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出るものです。

愛知地方最低賃金審議会のみなさんは、最低賃金というものが単純に賃金の最低基準を定めているだけであって、どこ職場でも実際にはその基準を大きく上回る賃金で支払われているとでも考えているのでしょうか？

とんでもありません、私たちの医療や介護の現場では、最低賃金に張り付いたような賃金で働いている仲間が大勢いますし、私もそのひとりです。いわゆるベースアップというものも30年以上行われていませんから、最低賃金が大きく改善されなければ、賃金上がる目はなかなかありません。

どうして最低賃金の水準はこんなにも低いのでしょうか。いまの賃金では、正直外食はできませんし、旅行やレジャーなんて夢のまた夢で、ショッピングを楽しむどころか、必要最低限度のものをどう安く買うかを考えるばかり。砂を噛むような暮らしぶりです。でも、本当なら最低賃金でも1日8時間、月に21日働けば、その家族が健康で文化的な暮らしを送れる、そういう水準であるはずですし、そうでなければなりません。だって、それは日本国憲法にそういうふうに移らせると書いてあるわけですからね。

今回41円の引き上げという答申ですが、まったく足りていません。せめて1500円になるように引き上げてほしい、これが切なる願いです。我が国では実質賃金はもう30年以上あがっていませんし、昨今の深刻な物価高騰は本当に深刻です。そしてそこから差し引かれるサラリーマンの税・社会保険料の負担率は4割以上という状況です。こうして苦しんでいるのが我が国の圧倒的多数の労働者とその家族です。真面目に働いて正直に暮らしていけば、きっと明るい未来がやってくる…そんな希望を誰もが普通に持てるようになるのが最低賃金のあり方ではないのでしょうか。1500円の最低賃金を支払えるだけの体力が企業にないというのなら、それこそ政治の出番です。何兆円もの内部留保を貯め込んでいる大企業からはきちんと税金を払ってもらって、それを財源に中小・零細企業に補助金を充てて体力にしてもらう…こんなあたりまえのことをすればいいだけのことです。

愛知県民がこの国で暮らしていくことに希望を持てるように、明るい未来を信じられるように、貴労働局長が今年の最低賃金を1500円とする改正にご努力いただくようお願いいたします。

また、今年の愛知地方最低賃金審議会の専門部会が公開されたことで傍聴に行きました。しかし、なんですか、この夕チの悪い冗談のような会議は。開会してすぐに非公開の二者協議に入るとのことなら、なぜ傍聴を募られたのですか。これまでは後から公開される記録を通じて審議内容を知ることができましたが、それすらもできないブラックボックスに入ってしまった。直接に利害を受ける県民が傍聴できない・知ることもできない審議会など不謹慎にもほどがあります。直ちにこれは改めて、完全公開とするべきです。

直接に利害を受けるという点では、最も影響を受ける非正規雇用労働者が意見を述べる場も持つべきです。さらに、審議会で発言があった委員は労使各1名しかなく、委員個人の自主性や独自性が発揮されません。これらの点でも是正するべきです。

以上、貴職が働く者の生活の安定と経済・社会の発展を図る立場で、最低賃金の1500円への引き上げ、及び最低賃金審議会の公開と民主的運営にご努力いただくよう重ねてお願いし、異議申し出いたします。



以 上

2023年8月17日

局長
阿部 充 様

名古屋市北区柳原3-7-8
日本自治体労働組合総連合(自治労連)愛知県本部
執行委員長 林 達也

愛知県地域別最低賃金の改正に関する異議申出

日本自治体労働組合総連合(略称:自治労連)愛知県本部(愛労連加盟)は、下記のとおり異議の申出をおこないます。

記

【異議の内容】

中賃目安41円から上乗せなく、1,027円としたこと。

【異議を申し出る理由】

1. 意見表明の機会を今年も閉ざした上で、中賃目安から上乗せもなく1,027円としたこと。

私たち自治労連は、1,500円の実現にむけて申し入れをおこなってきました。しかし、愛知地方最低賃金審議会は、愛労連をはじめとして、私たち自治労連などの団体が意見陳述をする機会を申し出てきたにもかかわらず、今年もその機会がつかうことはありませんでした。現在、労働者委員のすべてが、全国平均1,000円を実現する方針を持っている団体に限られていることもあり、私たちの要求(1,500円)を実現にむけて必ずしも対応できるとは思えません。労働者委員に選任されないもとで、組織の大小に関係なく、少数組織であっても意見陳述の機会は保障すべきです。こうした状況において答申(41円引き上げ)が私たちは労働者の声を真に反映したとは思えません。1,027円は、改善の一步ではありますが、生活改善にはなりません。

2. 日程ありきの審議会で、愛知の実態を踏まえて討議されたか。

すでに全国で地域最賃の答申が出されていますが、愛知では時間をかけて上乗せにむけての議論がどれだけされてきたのでしょうか。昨年、労働者側の委員は、引き上げにむけた具体的数字を示したものの、使用者側委員に言い寄られる形で、賃上げ要求額を段階に引き下げてきています。愛知県内でさえも、地域ごとの賃金水準が高い地域(西三河)から低い地域(尾西、東三河)など、地域間格差は顕著になっています。こうした状況を解消するためには、目安を意識しつつも、県内の実態を踏まえた答申をする必要があります。

中賃目安に+◎◎円の上乗せすることが、愛知地方最低賃金審議会で審議され、具体的な答申として示すべきです。また、愛知は、昨年は最速の答申を評価点としてあげていました。他の地方審では中賃目安が示されてから、2~3週間と時間を重ねて審議してきた団体が多くあります。しかし、愛知では今年も、討議の日数・時間も従来とほとんど変わらず、



公労使が愛知の答申に向けてどのような討議をしてきたのか、実態をみているようには残念ながら見えません。

3. 最賃に依存する自治体の状況

愛知県内の自治体には「地域手当」という民間賃金が高い地域(自治体に勤務する職員等に支給される手当)が、県内で16%～0と支給率に極端にバラツキがあります。これは、正規も会計年度任用職員(非正規)も大きな影響がありますが、こうした状況を県内一律で対応する最低賃金には、賃金水準を補完する大きな役割があります。すでに最低賃金が県内ほとんど(県を含む55自治体中51自治体)で、最低賃金水準が自治体内の最低水準となっています。賃金改善が進まない自治体において、最低賃金は重要な役割をすでに担っています。だからこそ、最低賃金の改善は、私たち公務労働者にとっても重要な役割を持ち最賃の改定は自治体に働く労働者にとって、命をつなぐ役割となっています。

4. 時間をかけて審議し、目安上乗せを実現すること

国際水準ともますます乖離が進む状況において、世界各国から働きに來られている労働者の動向にも強く影響する最低賃金です。また、先に述べたように、県内格差を無くすためにも、最賃水準の引き上げが喫緊の課題です。あらためて、審議会を開催し、目安上乗せの答申を出し、1,500円に近づけることを要請します。

以上

2023年8月17日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 名古屋市熱田区沢下町9
労働会館東館3F
組織名 愛知県労働組合総連合女
代表者 議長 河合 祐美子

目安額+0円では、貧困をなくしジェンダー平等社会の実現には足りません
～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに異議を申し出ます。

中央最賃審議会の目安に関する公益委員見解で、「目安は参考であり自主性を発揮することを期待する」と述べられているにもかかわらず、愛知県では目安額からの加算がありませんでした。

他県では

+7円鳥取・島根、 +6円青森・大分・熊本、 +5円秋田・宮崎・鹿児島・高知、 +4円愛媛・沖縄
+4円福井、 +2円福島・茨城・石川、 +1円千葉・栃木・新潟・徳島・兵庫・福岡

など、多くの県が目安額を上回る答申となっており、なぜ愛知県では0円なのか、県民には知る権利があります。二者協議での審議内容の公開を求めます。

愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。

この間、マスコミでも、非正規労働者の「目安どおりの引き上げでは足しにならない」という生の声を紹介しながら、目安を大きく上回る引き上げが必要だと指摘されてきました。

1日8時間働いても、月に7000円（41円×8時間×21日）にも達しない引き上げで、月額は18万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。

最低賃金の全国平均の1.1倍以下で働く人の割合は2020に14.2%となり、2009年の7.5%から最低賃金近傍で働く労働者は10年で倍増している。1.3倍以下の労働者は全体の31.6%となっています。また、最低賃金の1.15倍未満で働く労働者の調査によれば、女性労働者の22.51%（約301万人、男性の2.7倍）、女性のパート労働者の41.20%（約238万人、男性の3.5倍）が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっています。

生活できない最低賃金であること、最低賃金近傍では働く労働者が急増し、あまりに低いことが、女性労働者の低賃金の歯止めになっていないのが、いまの最低賃金の実態です。

私たちは、愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会をすべて傍聴しましたが、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は（討論）、残念ながらまったく聞くことができませんでした。二者協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。「公開審議を逆手に取った運営」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつだったことも腑に落ちません。

また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのか、県民の関心事である最賃審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営でした。異議審の場においても意見陳述を行うべきです。

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。



2023年8月17日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 名古屋市熱田区沢下町9-
労働会館東館3F
組織名 愛労連パート臨時労組連絡
代表者 代表幹事 平野 正一

目安額+0円では、1日8時間働いても人間らしい暮らしができません
～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに異議を申し出ます。

中央最賃審議会の目安に関する公益委員見解で、「目安は参考であり自主性を発揮することを期待する」と述べられているにもかかわらず、愛知県では目安額からの加算がありませんでした。

他県では

+7円鳥取・島根、 +6円青森・大分・熊本、 +5円秋田・宮崎・鹿児島・高知、 +4円愛媛・沖縄
+4円福井、 +2円福島・茨城・石川、 +1円千葉・栃木・新潟・徳島・兵庫・福岡

など、多くの県が目安額を上回る答申となっており、なぜ愛知県では0円なのか、県民には知る権利があります。二者協議での審議内容の公開を求めます。

愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。

この間、マスコミでも、非正規労働者の「目安どおりの引き上げでは足しにならない」という生の声を紹介しながら、目安を大きく上回る引き上げが必要だと指摘されてきました。

1日8時間働いても、月に7000円（41円×8時間×21日）にも達しない引き上げで、月額は18万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。

愛労連パート臨時労組連絡会では、非正規ではたらく仲間の声を集めた「23 春闘 VOICE」を作成、以下のような深刻な働き方の実態があきらかとなりました。

- ①現在の物価高騰に賃金が追いつかない状況にあること。
- ②自分の生活だけでなく、家族の生活費用を出さなければいけない実態があること。
- ③そのために、ダブルワークやトリプルワークをしている実態があること。
- ④人が一人で暮らせる年金額ではないため、老後に不安があること。
- ④自立して一人暮らしがしたくても、とてもできない状況にあること。
- ⑤自分の職務に照らして、正規職員と納得できない不合理な格差があること。

これらを改善するためにも、最低賃金は1500円以上が必要です。

私たちは、愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会をすべて傍聴しましたが、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は（討論）、残念ながらまったく聞くことができませんでした。二者協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。「公開審議を逆手に取った運営」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつだったことも腑に落ちません。また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのか、県民の関心事である最賃審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営でした。異議審の場においてでも意見陳述を行うべきです。

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以 上



愛知労働局長 阿部 充 様

2023 年 8 月 11 日

愛知県長久手市蟹原 2001 コープあいち名東センター 2 F

生協労連 コープあいち労働組

中央執行委員長 中西 芳

愛知県最低賃金の改定に関する異議申出書

愛知労働局一般公示第 98 号にもとづき、愛知県の最低賃金改正決定について以下のように異議を申し出ます。

審議会などでの議論はどこまで真剣にされたのか

最低賃金の引き上げにむけ、若者中心に「1500 円が必要」という運動が広がっています。私たちの所属する全労連などが全国で行ってきた全国最低生計費試算調査の結果では、「8 時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額 24 万円(時給 1500 円)以上必要であることが明らかになりました。今後も食料品なども含め値上げが予定されています、ガソリンなどのエネルギー価格の上昇も懸念される中で、非正規労働者も含めた生活がより厳しくなっています。

そのような情勢の中で、愛知地方最低賃金審議会、および今回初めて公開された専門部会の中では、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議が行われていません。非公開で行った二者協議の中で議論されたのかもしれませんが、私たちは知ることができません。

ダブルワークの必要のない賃金が必要

私たちコープあいちでの最低賃金は時給 990 円で、愛知県の最低賃金とほぼ同額です。ダブルワークをするアルバイトやパートもいます。生活するためには長時間労働となるなかまもいます。健康面でも非常に心配です。病院へ行くお金を惜しむことなく、ダブルワークをする必要もない賃金で生活ができる社会づくりが必要です。今回の改定で 1027 円となりますが、上記で示した通り、額としてはまだまだ不十分です。私たちは、さらに大幅な最低賃金の引き上げを求めます。

最低賃金水準で働く労働者の生の声を陳述で

特に、最低賃金額水準で働く非正規労働者は、私たちのような流通や小売業態に多くいます。意見陳述については、検討小委員会で実施されたのかもしれませんが、専門部会や審議会での意見陳述を行うべきです。ぜひ最低賃金水準で働く労働者の生の声をきく機会を異議審においても意見陳述を求めるものです。

以上



2023年8月18日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 名古屋市中区丸の内3-5-2
組織名 愛知県国家公務関連労働組合共闘会議
代表者 議長 國枝 孝幸

**1027円では暮らしは改善できない、1500円に引き上げを
～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～**

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、愛知県国家公務関連労働組合共闘会議(以下、「愛知国公」という)は異議を申し出ます。

愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円(時給1500円)以上必要であることを明らかにしてきました。

この間、マスコミでも、非正規労働者の「目安どおりの引き上げでは足しにならない」という生の声を紹介しながら、目安を大きく上回る引き上げが必要だと指摘されてきました。

1日8時間働いても、月に7000円(41円×8時間×21日)にも達しない引き上げで、月額18万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。

8月7日、国家公務員に対する人事院勧告が出されましたが、たった0.96%の引き上げで、俸給における改善は初任給付近が中心で、全世代の改善では1,000円程度に留まり、生活改善にはほど遠いものとなっています。人事院は「首都圏近郊の調整手当非支給地では最賃を割り込む」ことを認めており、岸田首相の「物価高騰を上回る賃上げ」の実現のためには、地域最低賃金を引き上げ全体の底上げをすることが極めて重要な政策判断だと思います。

「愛知国公」として、愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会を傍聴しましたが、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。二者協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。透明性の高い審議であったかは、はなはだ疑問ですし、「公開審議を逆手に取った密室運営」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつだったことも腑に落ちません。

また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのか、県民の関心事である最賃審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営でした。異議審の場においても意見陳述を行うべきです。

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以 上



2023年8月18日

愛知労働局長 阿部 充 様

住 所 名古屋市中区三の丸2-5-1
組織名 国土交通労働組合東海建設支部
代表者 執行委員長 山下 仁司

**1027円では暮らしは改善できない、1500円に引き上げを
～愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、専門部会の運営にも意見します～**

審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、国土交通労働組合東海建設支部(以下、「国交建設」という)は異議を申し出ます。

愛労連をはじめ全国28都道府県のローカルセンターと全労連が約4万7000人の協力を得て実施してきた全国最低生計費試算調査結果では、「8時間労働で人間らしく暮らす」ためには、全国どこでも月額24万円(時給1500円)以上必要であることを明らかにしてきました。

この間、マスコミでも、非正規労働者の「目安どおりの引き上げでは足しにならない」という生の声を紹介しながら、目安を大きく上回る引き上げが必要だと指摘されてきました。

1日8時間働いても、月に7000円(41円×8時間×21日)にも達しない引き上げで、月額は18万円程度。ここから税金・社会保険料などが引かれ、家賃も払うとなると人間らしい生活ができるとお考えでしょうか。

8月7日、国家公務員に対する人事院勧告が出されましたが、たった0.96%の引き上げで、俸給における改善は初任給付近が中心で、全世代の改善では1,000円程度に留まり、生活改善にはほど遠いものとなっています。人事院は「首都圏近郊の調整手当非支給地では最賃を割り込む」ことを認めており、岸田首相の「物価高騰を上回る賃上げ」の実現のためには、地域最低賃金を引き上げ全体の底上げをすることが極めて重要な政策判断だと思います。

「国交建設(愛知国公)」として、愛知地方最低賃金審議会、および初めて公開された専門部会を傍聴しましたが、非正規雇用労働者の生活実態をふまえた審議は、残念ながらまったく聞くことができませんでした。二者協議でされたかもしれませんが非公開で「闇の中」であり、私たちには知る余地もありません。記録にも残りませんので、情報公開請求を行っても知ることはできません。透明性の高い審議であったかは、はなはだ疑問ですし、「公開審議を逆手に取った密室運営」との批判は免れません。また、労使各5名の委員で発言したのは、双方1名ずつだったことも腑に落ちません。

また、なぜ検討小委員会では実施された労働者の意見陳述が、専門部会では行われなかったのか、県民の関心事である最賃審議の在り方に大きな禍根を残した審議会運営でした。異議審の場においても意見陳述を行うべきです。

私たちが長年に渡って求めてきた中小企業支援策の拡充などについて、初めて「政府に対する要望」が行われたことを歓迎し、局長が国に対し強く上申されるよう求めます。

以 上





名古屋市港区港栄 2-1-7 名古屋港郵便局内
郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会

議長 藤井剛

愛知県最低賃金の改定決定に関する異議申立書

「非正規社員も正社員もこれでは生活できない！時給 1500 円への引き上げを要求します」

私たちは日本郵政グループ、そして関連企業ではたらく労働者の労働組合です。

日本郵政グループでは約 16 万 5 千人の非正規社員が勤めており、全従業員に占める割合は 44.3% にのびます。(2022 年度)非正規社員の基本賃金、いわゆる「郵政最賃」は都道府県別最低賃金を 10 円単位に切り上げた上で 20 円を加えた額であり、今回の最低賃金改定で 1,050 円となる見込みです。実際にはこれにスキル給が若干加算されますが、最初のスキル評価がなされるまでは時給 1,050 円での勤務となり、もっとも評価の高いスキル A 習熟度ありでも時給 1,500 円には及びません。

一方、「正社員」でもどうでしょうか。現在、新卒採用・中途採用・社内正社員登用の多くを占める雇用区分「一般職」の基本賃金は高校新卒初任給で 17 万 3,900 円(1 号俸)、54 歳時点でも 21 万 5,200 円(145 号俸)であり、時給換算で最低賃金ぎりぎりです。愛労連の試算した 2023 年 2 月時点での最低生計費推定に基づけば、25 歳若年単身世代に必要な月収は男女共に約 23 万 8 千円、年収で約 286 万円です。人が健康で文化的な最低限度の生活をするのが困難な賃金で働いている「正社員」、そして非正規社員が大勢いるのです。

この春、日本郵政グループは「民営化後最大のベア」をうたい、正社員の月給を引き上げました。しかしその実態は最低賃金ギリギリの 20 代の賃金の改善が多くを占め、社員全体に行き渡るものではありませんでした。非正規社員の給与改善にいたっては全くのゼロ回答でした。最低賃金の引き上げがない限り、非正規社員はもちろん正社員の賃上げも進まない現状です。

日本郵政グループは 2023 年 3 月期決算で 4,300 億円の純利益、内部留保を 7 兆円以上積み上げていく大企業です。黒字経営であり株主配当まで行っています。いわば「支払い能力」が十分にあるにもかかわらず、今年のペースアップでは会社の持ち出し分は 200 億円あまりであり、その上夏期冬期休暇の削減という不利益変更と抱き合わせのものでした。最低賃金が引き上がらない限り、この会社は賃上げに応じる気配さえありません。

大企業でさえこのような状況なのですから、「支払い能力」の足りない中小企業には必要な支援をした上で最低賃金を大幅に引き上げなくては、多くの労働者が物価高騰に見合った賃金で、人間らしい生活を送ることは極めて困難ではないでしょうか。必要な対策を、愛知県に強く求めます。国に対しても速やかに有効な対策を求め、審議会、労働局長が要望、上申をすることを強く求めます。

最低賃金に関わる審議は重要で、1 日 1 日をギリギリで生きている私たちの生活に、命に関わる切実な問題です。今回、これまで非公開だった専門部会が公開されましたが、「公開」は形ばかりであり実質的な審議は非公開の二者協議、公開の審議会の場では委員の発言も少ない。形式ばかり整えて実質は中央の目安を追認するばかりのセレモニーに過ぎないではないですか。このような最低賃金審議会の運営に私たちのいわば人生が左右されることに強く強く憤りを憶えます。

今一度、最低賃金審議会の審議をやり直し、「最低賃金 1,500 円」の答申を出すように求めます。

2023 年 8 月 21 日

愛知県労働局長 阿部 充様

名古屋ふれあいユニ

運営委員長 鶴丸 周

〔事務局〕 〒450-0002 名古屋市中村区名駅 5 丁目 16 番 17 号花車ビル南館 1

TEL 052-526-0661 FAX 052-526-0662

異議書

2023 年 8 月 4 日付けで答申があった愛知県最低賃金改正決定に関する事項について以下の通り異議を申し出ます。

1. 異議の内容

愛知県最低賃金時間額を 1,027 円に改正決定する旨の答申について異議を申し出るとともに、最低賃金額 1,500 円を見据えた金額に引き上げるよう求めます。

2. 異議の理由等

(1) 物価高騰を考慮し最低賃金 1,500 円を見据えた引き上げを求めます

全労連が行った最低生計費試算調査によれば、調査を実施した 2016 年 2 月で愛知県の 25 歳単身者（賃貸ワンルームマンション居住）の 1 ヶ月の最低生計費試算は概ね 23 万円です。1 日 8 時間週 5 日労働で時給に換算すると、1,300 円を超えた金額になります。

愛知県が 2023 年 1 月 20 日に公表した名古屋市消費者物価指数（2022 年平均）によれば、名古屋市の総合指数は 2022 年で 102.4 となり、2016 年と比べて 3.7% 上昇しています。単純計算で、愛知県の 25 歳単身者（賃貸ワンルームマンション居住）の 1 ヶ月の最低生計費試算は概ね 24 万円となり、最低でも時給 1,380 円必要となります。

したがって、1,027 円では全く足りませんので、愛知地方最低賃金額を再度検討し最低賃金額 1,500 円を見据えた金額に引き上げるよう求めます。

(2) 全国一律で最低賃金額 1,500 円を見据えた引き上げを求めます

地域によって生計費がそれほど変わるわけではありません。また、地域格差は地方からの人材流出の一因になります。

したがって、全国一律 1,500 円を見据えた最低賃金額に引き上げるよう求めます。

(3) 海外への人材流出を防ぐことも考慮し、最低賃金額 1,500 円を見据えた引き上げを求めます

日本の最低賃金額は先進諸国と差があります。このことが一因で海外への人材流出が起きている可能性があると考えられるため、先進諸国との最低賃金額の差を埋めるよう努力が必要だと考えます。

日本における人材不足の観点からも、最低賃金額 1,500 円を見据えた金額に引き上げるよう求めます。



(4) 専門部会を全公開するよう求めます

今年度から愛知県最低賃金審議会の専門部会が公開されたものの、公開は公益・労働者・使用者の3者間協議に限定され、公益・労働者および公益・使用者の2者間協議は非公開でした。しかも実質的な協議は2者間で行われました。

これでは、最低賃金答申額を決めた経過・理由・根拠などが不明で、適切な議論がなされているのかがわかりません。

最低賃金額決定に至る実質的な協議の場を公開するよう求めます。

(5) 公開において傍聴希望者が傍聴できる環境を整えるよう求めます

公開にあたっては、傍聴希望者が傍聴できないということがないように、審議会、専門部会、検討小委員会のいずれも、十分に広い会議室で行うよう求めます。

また、メールによる事前抽選では、①傍聴希望者間での調整を行えない、②申し込み控えが生じる可能性がある、③傍聴が不確実であるにも関わらず申し込みをする可能性があるなどの理由から、抽選せざるを得ない場合は、会場にて抽選を行うよう求めます。

(6) 行政の中小企業支援について

エネルギー・原材料価格の高騰などが中小企業の経営に少なからず影響していることは理解します。一方で、2023年3月期決算で大手企業の過去最高益の更新が報じられています。

大手企業と中小企業の収益の差について、中小企業が適正な収益を得られるよう行政ができること、例えば、税金の見直し、公正な取引の強化など必要な施策を実施し、中小企業であっても確実に賃金引き上げができる環境を整えられるよう求めます。

(※) 参考資料

全労連 最低生計費試算調査 PT 2022年6月現在

最低生計費試算調査・総括表

http://www.zenroren.gr.jp/jp/housei/data/2022/220527_07.pdf

愛知県

名古屋市消費者物価指数 (2022年平均)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toukei/bukka2022nn.html>

(2023年8月16日参照)

朝日新聞

日本の最低賃金は韓国以下、豪州の2分の1 専門家「差は開く一方」

<https://www.asahi.com/articles/ASR6Z6RS8R6YULFA00S.html>

(2023年8月21日参照)

読売新聞オンライン

大手企業、2年連続最高益…データで見る国内企業23年3月期決算

<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20230519-OYT8T50048/>

(2023年8月16日参照)

NHK 解説委員室

好調な企業決算 求められる賃上げの継続

<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/483457.html>

(2023年8月16日参照)

以上

2023 年 8 月 21 日

愛知労働局長 阿部 充 様



【提出団体】全国福祉保育労働本部

【所在地】〒456-0006 名古屋市中区南 9-7

【代表者】 朝日新聞 平

最低賃金時給額 1027 円では足りません。 愛知県で暮らす住民のいのち・暮らしを考え、 答申よりも大幅な引き上げを求めます。

愛知地方最低賃金審議会は、愛知労働局長に対して、愛知県最低賃金を「1 時間 1027 円」とする答申をしました。しかしながら、最低賃金の影響を受ける労働者の暮らしを考え、1027 円以上の引き上げが必要なため、異議を申し立てます。

異議を申し立てる理由として、1 つ目は以前からお伝えしてきた 2015 年に愛知県労働組合総連合が取り組んだ、「最低生計費調査」の結果、一般的な暮らしをするためには 1500 円以上の時間給が必要だと報告が出ています。また全国 27 都道府県で同様の調査を行っていますが、どこの県でも 1500 円、あるいは 1600 円以上必要だと結果が報告されています。最低賃金 1027 円では、憲法 25 条で明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」に足りていないと言わざるを得ません。

2 つ目は物価高騰の影響で生活が苦しい労働者が増えているためです。私たちの労働組合では 3 月 9 日にストライキもかまえ、職場や自治体に対し、時間額 1590 円以上の賃金を求めました。前述の「最低生計費調査」を元に、2023 年 1 月に物価高騰の影響を踏まえ試算した時間額が「1590 円必要」となったことが根拠です。特に正規雇用の 20 代の組合員から「電気代の高騰で、暖房をつけなくて朝を過ごしている」、「子どもの食事量を減らすわけにはいかないからやりくりしているが限界」、「心のゆとりもなくなれば、良い保育・ケアができなくなる」など多数意見が出ています。時間額 1500 円以上であれば、時間額 1590 円×8 時間実働×20 日で月額約 25 万 5 千円となることで、特に若手の生活が守られる点からも、最低賃金での大幅な底上げが必要だと考えます。

3 つ目は、21 の県で、中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る答申が出されていることです。20 の BC ランクの県と A ランクである千葉県が目安額以上の引き上げでした。A ランクである愛知県で引き上げができないはずはありません。8 月 8 日に発表された 6 月分の毎月勤労統計調査の速報値では、名目賃金が 18 ヶ月連続でプラスとなっているにもかかわらず、実質賃金は 15 ヶ月連続でマイナスとなっています。物価高騰の情勢を鑑みれば目安通りの答申では焼け石に水です。

41 円の引き上げはこれまでにない引き上げ額とは言えますが、労働条件は労働基準法第 1 条で「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」と記され、それに応じるように最低賃金法第 1 条では「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と記されています。今こそ、最低賃金の大幅な引き上げで愛知県民の暮らしが守られるよう、答申を上回る引き上げを求めます。

2023年8月21日

愛知労働局 局長 阿部 充 殿

所在地 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9番3号

労働会館本館405

団体名 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名古屋地域支部

代表者 執行委員長 國 村 忠 文

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書

今日の異常な高物価のもと、暮らしをめぐる厳しい情勢下にあつて、貴職による愛知地方最低賃金の改定に向けてのご尽力に、心から敬意を表します。

2023年8月4日、愛知県最低賃金審議会は、本年10月1日から愛知県の最低賃金を1時間当たり41円引き上げ1,027円にする、との改正決定をおこなったが、下記のとおり異議を申し出る。

記

1 異議の内容

現在、コロナ禍の第9波のなかで、「エリス(EG・5)」といわれる変異株が、米国・欧州・アジアで増加しており、引き続いてパンデミックは終息しておらず、ロシアによるウクライナ侵略戦争が一年半に及び、食料・エネルギーを中心とする未曾有の物価高騰が日本経済と国民生活に深刻な影響を広げている状況にあり、この事態はなお進行中である。

なによりも地域最賃レベルで働いている時間給の青年・女性など非正規労働者の大半が生活困窮に陥っていると言われており、1,027円程度への地域最低賃金の引き上げでは、まったく困難は打開できず生活苦からは救われず、愛知県経済と勤労県民の暮らしを守りうる、生活改善・底上げには到底つながらない。

このような観点から、愛知地方最低賃金審議会の審議のあり方に勤労県民や労働者から、重大な疑義と不信が生じていることから、異議理由を以下の項目にしたがって述べる。

(1) 直接、最賃レベルで働いている人々の実態調査もおこなわず、生の声も意見聴取や陳述として



聞かない、愛知地方最低賃金審議会による答申にもとづく時間額1,027円という金額では、
「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことを可能とする現実的根拠は存在しないこと。

- (2) 中賃「公益委員見解」の求める、地方審議会としての最大限の自主性発揮をおこなわず、中賃目安通りの41円の答申をおこなうような対応では、最賃レベルの時間給で働いている非正規労働者たちの最賃引き上げに対しての期待を裏切るものであり、このような審議会では勤労県民の血税の無駄遣いである、との批判的意見も、決して乱暴なものとは言えないこと。
- (3) 中小企業・小規模事業者への最賃大幅引き上げのための直接支援策の先行的実施を国に要望するとともに全国一律制度として、ただちに国の責任において、時間給1,500円以上を実現するよう国に要望すること。また、現下の高物価の上昇率を上回る最低賃金の大幅引き上げを推進されるべきこと。
- (4) 以上の内容を真摯に受け止め、ただちに愛知地方最低賃金額の再審議・再改定をおこなうとともに、現行地域最低賃金法と法的制度が時代遅れとなり、制度疲労・劣化による弊害が生じていることに鑑みて、一刻も早く現行地域最賃制度を徹底的に改革するか廃止して、全国一律最低賃金制への移行を促進するよう国に対して要望すること。
- (5) 愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営を抜本的に改め、愛知地方最低賃金審議会の民主化の改革を、公益委員主導のもとに積極的に推進すること。

2 異議の理由

- (1) 直接、最賃レベルで働いている人々の実態調査もおこなわず、生の声も意見聴取や陳述として聞かない、愛知地方最低賃金審議会による答申にもとづく時間額1,027円という金額では、
「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことを可能とする現実的根拠は存在しないこと。

時間額1,027円とした場合愛知県で働く人々の月額賃金は、労働時間が150時間であるとすれば、総支給額は154,050円となるが、これは1カ月あたり6,150円引き上げられるというにすぎないわけである。そもそもこのような、手取りの可処分所得が13万円程度で、独立単身生計が成り立つと考えられるわけがないのが、現在の地方最低賃金のレベルなのであり、私たちはこの事実から最低賃金についての認識を持たなければならない。私たちが愛労連において、もう7年も8年も前におこなった最低生計費調査でも、当時ですら23万円程度の収入がなければ、世間的に恥ずかしくない最低限の暮らしを営むことはできないという結果を得ている。この結果と対比してみても、今回の愛知地方最低賃金審議会の答申による引き上げがあつたとしても、なお10万円の開きがある。そのうえ、現下の物価高騰とむこう一年の上昇を加味するならば、くらしは維持できず生活レベルを引き下げることによってしか対応できないことになる。そうするとどうなるかといえば、地域最賃額が最低生計費を大きく割り込む不合理なことが長く続くことで、時給で働く非正規労働者を中心にした労働者・勤労県民

のくらしの破綻が広がっていく。もはや、こうした事態が訪れる前に真剣な対処をしなければならない時点に来ているのではないか。手遅れになってからでは遅いのであるが、こうした青年層・女性層の時間給で働いている非正規労働者の絶望的と言える状態悪化を真剣に考えて、今回の答申が出されたとするならば、あまりにも鈍感な感覚と無責任さと言わざるを得ない。

確かに上げ幅としては41円引上げは昨年に続いて過去最大の引上げではある。

しかし、今年の地域最低賃金の改定は、最初に述べているとおりコロナパンデミック禍の継続、ロシアによるウクライナ侵攻の継続、そうしたもとでの物価高騰を正確に判断し反映した改定額をどう決めるのかが大きな焦点であった。すなわち決して楽観視できない経済情勢を的確に予測し、そなえをなすべきなのである。

しかし、残念なことにそうっていない。

(2) 中賃「公益委員見解」の求める、地方審議会としての最大限の自主性発揮をおこなわず、中賃目安通りの41円の答申をおこなうような対応では、最賃レベルの時間給で働いている非正規労働者たちの最賃引き上げ額に対しての期待を裏切るものであり、このような審議会では勤労県民の血税の無駄遣いである、との批判的意見も、決して乱暴なものとは言えないこと。

時事ドットコムは、以下のように報じている。

「2023年度の都道府県別最低賃金が18日に出そろい、時給の引き上げ額は24県で中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）が先月示した「目安」（39～41円）を上回った。物価高や人手不足を背景に賃上げ機運が高まり、厚労省が同日発表した全国加重平均額は43円増の1004円。時給が1000円の大台を超えたのは前年度の3都府県から8都府県に増えた。」

中央の目安額通りの答申の愛知に対し、目安を7～8円上回って47円の引き上げ額の島根と佐賀の審議会はたいしたものだ、という評価の声が上がっているのも、当然のことである。

愛知地方最低賃金審議会が専門委員会の三者協議は公開にしたが、二者協議は非公開としたうえ、まるで調停機関でもあるかのように三者が一致して中央目安通りの答申をおこなったことには、密室でのボス交渉ではないのか、結局なれ合いの妥協の産物ではないのか、などという多くの労働者・勤労県民からの厳しい批判、疑義と不信の声が上がっている。

大変残念なことであるが、率直なところそのように中央最賃の公益委員見解が、とくに地方審議会の自主性を強調したにもかかわらず、愛知では目安通りと答申されていることに対しては、そんな審議会では税金の無駄遣い、という批判的意見も、決して暴論と一蹴することもできないと思われる。

本異議審において、勤労県民からの信頼回復のためにも再審議・再改定を強くかつ切実に求めるものである。

- (3) 中小企業・小規模事業者への最賃大幅引き上げのための直接支援策の先行的実施を国に要望するとともに全国一律制度として、ただちに国の責任において、時間給1,500円以上を実現するよう要望すること。また、現下の高物価の上昇率を上回る最低賃金の大幅引き上げを推進されるべきこと。

わが国は長期にわたって生産性が低く効率が悪いとか、護送船団のような中小企業支援のあり方はばらまきであり、経済全体から見ても事業育成の観点からも、EU諸国のような中小企業・小規模事業に光を当てる支援施策がとられず推移してきた結果、この階層は痩せ細り最低賃金の引き上げにより企業倒産や雇用の不安を惹起するという、脆弱な構造的劣化と政策的欠陥が固着している。2015年9月25日に国連総会で採択された、持続可能な開発のための17の国際目標であるSDGs以降、わが国の新自由主義の経済政策は抜本的に転換されるべきであったが、未だにまったく十分とは言えない。コロナ・パンデミック時の施策と同様に、最賃引き上げに伴うと言うより、中小企業・小規模事業への補助・支援策のあり方はもはや支払い能力という最賃を決める三要因においては不要であるばかりか、その引き上げの足を引っ張る要因でしかない。この桎梏を取り除かなければ最低賃金の大幅な引き上げはできるはずがない。したがって、経済情勢の大激動に対応するだけの物価高騰に見合う引き上げをおこなうことは不可能である。残念なことに、現行地域最低賃金制度はこうしたことから、制度疲労に陥り、機能不全を引き起こしている。この制度の枠組みの中で、いかに委員会が誠意を尽くし努力したとしても、現実の低賃金労働者の生活苦からの要求にみあうような結果は出てくるはずもなく、低賃金そして貧困と格差の再生産につながっていくほかはない、との批判的意見にも理屈がある。

時間給で働いている青年層や女性層の多くが苦しんでいる現実の経済の実態を直視すれば、こうしたことは明らかである。

- (4) 以上の内容を真摯に受け止め、ただちに愛知地方最低賃金額の再審議・再改定をおこなうとともに、現行地域最低賃金法と法的制度が時代遅れとなり、制度疲労・劣化による弊害が生じていることに鑑みて、一刻も早く現行地域最賃制度を徹底的に改革するか廃止して、全国一律最低賃金制への移行を促進するよう国に対して要望すること。

3 愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営に対する異議申し出

愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営を抜本的に改め、愛知地方最低賃金審議会の民主化の改革を、公益委員主導のもとに積極的に推進すること。

以 上

2023年8月21日

愛知労働局 局長 阿部 充 殿

所在地 〒460-0005 名古屋市中区東桜2丁目22-15
いずみビル4階 401
団体名 第99回栄総行動実行委員会
代表者 実行委員長 牧 野 浩

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書

今日の異常な高物価のもと、暮らしをめぐる厳しい情勢下にあつて、貴職による愛知地方最低賃金の改定に向けてのご尽力に、心から敬意を表します。

2023年8月4日、愛知県最低賃金審議会は、本年10月1日から愛知県の最低賃金を1時間当たり41円引き上げ1,027円にする、との改正決定をおこなったが、下記のとおり異議を申し出る。

記

1 異議の内容

現在、コロナ禍の第9波のなかで、「エリス(EG・5)」といわれる変異株が、米国・欧州・アジアで増加しており、引き続いてパンデミックは終息しておらず、ロシアによるウクライナ侵略戦争が一年半に及び、食料・エネルギーを中心とする未曾有の物価高騰が日本経済と国民生活に深刻な影響を広げている状況にあり、この事態はなお進行中である。

なによりも地域最賃レベルで働いている時間給の青年・女性など非正規労働者の大半が生活困窮に陥っていると言われており、1,027円程度への地域最低賃金の引き上げでは、まったく困難は打開できず生活苦からは救われず、愛知県経済と勤労県民の暮らしを守りうる、生活改善・底上げには到底つながらない。

このような観点から、愛知地方最低賃金審議会の審議のあり方に勤労県民や労働者から、重大な疑義と不信が生じていることから、異議理由を以下の項目にしたがって述べる。

- (1) 直接、最賃レベルで働いている人々の実態調査もおこなわず、生の声も意見聴取や陳述として聞かない、愛知地方最低賃金審議会による答申にもとづく時間額1,027円という金額では、



「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことを可能とする現実的根拠は存在しないこと。

- (2) 中賃「公益委員見解」の求める、地方審議会としての最大限の自主性発揮をおこなわず、中賃目安通りの41円の答申をおこなうような対応では、最賃レベルの時間給で働いている非正規労働者たちの最賃引き上げに対しての期待を裏切るものであり、このような審議会では勤労県民の血税の無駄遣いである、との批判的意見も、決して乱暴なものとは言えないこと。
- (3) 中小企業・小規模事業者への最賃大幅引き上げのための直接支援策の先行的実施を国に要望するとともに全国一律制度として、ただちに国の責任において、時間給1,500円以上を実現するよう国に要望すること。また、現下の高物価の上昇率を上回る最低賃金の大幅引き上げを推進されるべきこと。
- (4) 以上の内容を真摯に受け止め、ただちに愛知地方最低賃金額の再審議・再改定をおこなうとともに、現行地域最低賃金法と法的制度が時代遅れとなり、制度疲労・劣化による弊害が生じていることに鑑みて、一刻も早く現行地域最賃制度を徹底的に改革するか廃止して、全国一律最低賃金制への移行を促進するよう国に対して要望すること。
- (5) 愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営を抜本的に改め、愛知地方最低賃金審議会の民主化の改革を、公益委員主導のもとに積極的に推進すること。

2 異議の理由

- (1) 直接、最賃レベルで働いている人々の実態調査もおこなわず、生の声も意見聴取や陳述として聞かない、愛知地方最低賃金審議会による答申にもとづく時間額1,027円という金額では、

「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことを可能とする現実的根拠は存在しないこと。

時間額1,027円とした場合愛知県で働く人々の月額賃金は、労働時間が150時間であるとすれば、総支給額は154,050円となるが、これは1カ月あたり6,150円引き上げられるというにすぎないわけである。そもそもこのような、手取りの可処分所得が13万円程度で、独立単身生計が成り立つと考えられるわけがないのが、現在の地方最低賃金のレベルなのであり、私たちはこの事実から最低賃金についての認識を持たなければならない。私たちが愛労連において、もう7年も8年も前におこなった最低生計費調査でも、当時ですら23万円程度の収入がなければ、世間的に恥ずかしくない最低限の暮らしを営むことはできないという結果を得ている。この結果と対比してみても、今回の愛知地方最低賃金審議会の答申による引き上げがあったとしても、なお10万円の開きがある。そのうえ、現下の物価高騰とむこう一年の上昇を加味するならば、くらしは維持できず生活レベルを引き下げることによってしか対応できないことになる。そうするとどうなるかといえば、地域最賃額が最低生計費を大きく割り込む不合理なことが長く続くことで、時給で働く非正規労働者を中心にした労働者・勤労県民のくらしの破綻が広がっていく。もはや、こうした事態が訪れる前に真剣な対処をしなければならない

時点に来ているのではないか。手遅れになってからでは遅いのであるが、こうした青年層・女性層の時間給で働いている非正規労働者の絶望的と言える状態悪化を真剣に考えて、今回の答申が出されたとするならば、あまりにも鈍感な感覚と無責任さと言わざるを得ない。

確かに上げ幅としては41円引上げは昨年に続いて過去最大の引上げではある。

しかし、今年 of 地域最低賃金の改定は、最初に述べているとおりコロナパンデミック禍の継続、ロシアによるウクライナ侵攻の継続、そうしたもとの物価高騰を正確に判断し反映した改定額をどう決めるのかが大きな焦点であった。すなわち決して楽観視できない経済情勢を的確に予測し、そなえをなすべきなのである。

しかし、残念なことにそうっていない。

- (2) 中賃「公益委員見解」の求める、地方審議会としての最大限の自主性発揮をおこなわず、中賃目安通りの41円の答申をおこなうような対応では、最賃レベルの時間給で働いている非正規労働者たちの最賃引き上げ額に対しての期待を裏切るものであり、このような審議会では勤労県民の血税の無駄遣いである、との批判的意見も、決して乱暴なものとは言えないこと。

時事ドットコムは、以下のように報じている。

「2023年度の都道府県別最低賃金が18日に出そろい、時給の引き上げ額は24県で中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）が先月示した「目安」（39～41円）を上回った。物価高や人手不足を背景に賃上げ機運が高まり、厚労省が同日発表した全国加重平均額は43円増の1004円。時給が1000円の大台を超えたのは前年度の3都府県から8都府県に増えた。」

中央の目安額通りの答申の愛知に対し、目安を7～8円上回って47円の引き上げ額の島根と佐賀の審議会はたいしたものだ、という評価の声が上がっているのも、当然のことである。

愛知地方最低賃金審議会が専門委員会の三者協議は公開にしたが、二者協議は非公開としたうえ、まるで調停機関でもあるかのように三者が一致して中央目安通りの答申をおこなったことには、密室でのボス交渉ではないのか、結局なれ合いの妥協の産物ではないのか、などという多くの労働者・勤労県民からの厳しい批判、疑義と不信の声が上がっている。

大変残念なことであるが、率直なところそのように中央最賃の公益委員見解が、とくに地方審議会の自主性を強調したにもかかわらず、愛知では目安通りと答申されていることに対しては、そんな審議会では税金の無駄遣い、という批判的意見も、決して暴論と一蹴することもできないと思われる。

本異議審において、勤労県民からの信頼回復のためにも再審議・再改定を強くかつ切実に求めるものである。

- (3) 中小企業・小規模事業者への最賃大幅引き上げのための直接支援策の先行的実施を国に要望す

るとともに全国一律制度として、ただちに国の責任において、時間給1,500円以上を実現するよう要望すること。また、現下の高物価の上昇率を上回る最低賃金の大幅引き上げを推進されるべきこと。

わが国は長期にわたって生産性が低く効率が悪いとか、護送船団のような中小企業支援のあり方はばらまきであり、経済全体から見ても事業育成の観点からも、EU諸国のような中小企業・小規模事業に光を当てる支援施策がとられず推移してきた結果、この階層は痩せ細り最低賃金の引き上げにより企業倒産や雇用の不安を惹起するという、脆弱な構造的劣化と政策的欠陥が固着している。2015年9月25日に国連総会で採択された、持続可能な開発のための17の国際目標であるSDGs以降、わが国の新自由主義の経済政策は抜本的に転換されるべきであったが、未だにまったく十分とは言えない。コロナ・パンデミック時の施策と同様に、最賃引き上げに伴うと言うより、中小企業・小規模事業への補助・支援策のあり方はもはや支払い能力という最賃を決める三要因においては不要であるばかりか、その引き上げの足を引っ張る要因でしかない。この桎梏を取り除かなければ最低賃金の大幅な引き上げはできるはずがない。したがって、経済情勢の大激動に対応するだけの物価高騰に見合う引き上げをおこなうことは不可能である。残念なことに、現行地域最低賃金制度はこうしたことから、制度疲労に陥り、機能不全を引き起こしている。この制度の枠組みの中で、いかに委員会が誠意を尽くし努力したとしても、現実の低賃金労働者の生活苦からの要求にみあうような結果は出てくるはずもなく、低賃金そして貧困と格差の再生産につながっていくほかはない、との批判的意見にも理屈がある。

時間給で働いている青年層や女性層の多くが苦しんでいる現実の経済の実態を直視すれば、こうしたことは明らかである。

- (4) 以上の内容を真摯に受け止め、ただちに愛知地方最低賃金額の再審議・再改定をおこなうとともに、現行地域最低賃金法と法的制度が時代遅れとなり、制度疲労・劣化による弊害が生じていることに鑑みて、一刻も早く現行地域最賃制度を徹底的に改革するか廃止して、全国一律最低賃金制への移行を促進するよう国に対して要望すること。

3 愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営に対する異議申し出

愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営を抜本的に改め、愛知地方最低賃金審議会の民主化の改革を、公益委員主導のもとに積極的に推進すること。

以 上

2023年8月21日

愛知労働局 局長 阿部 充 殿

所在地 〒460-0005 名古屋市中区東桜2丁目22-15
いずみビル4階 401
団体名 全労連・名古屋中地域労働組合センター
代表者 事務局長 鵜飼 邦彦

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書

今日の異常な高物価のもと、暮らしをめぐる厳しい情勢下にあつて、貴職による愛知地方最低賃金の改定に向けてのご尽力に、心から敬意を表します。

2023年8月4日、愛知県最低賃金審議会は、本年10月1日から愛知県の最低賃金を1時間当たり41円引き上げ1,027円にする、との改正決定をおこなったが、下記のとおり異議を申し出る。

記

1 異議の内容

現在、コロナ禍の第9波のなかで、「エリス(EG・5)」といわれる変異株が、米国・欧州・アジアで増加しており、引き続いてパンデミックは終息しておらず、ロシアによるウクライナ侵略戦争が一年半に及び、食料・エネルギーを中心とする未曾有の物価高騰が日本経済と国民生活に深刻な影響を広げている状況にあり、この事態はなお進行中である。

なによりも地域最賃レベルで働いている時間給の青年・女性など非正規労働者の大半が生活困窮に陥っていると言われており、1,027円程度への地域最低賃金の引き上げでは、まったく困難は打開できず生活苦からは救われず、愛知県経済と勤労県民の暮らしを守りうる、生活改善・底上げには到底つながらない。

このような観点から、愛知地方最低賃金審議会の審議のあり方に勤労県民や労働者から、重大な疑義と不信が生じていることから、異議理由を以下の項目にしたがって述べる。

- (1) 直接、最賃レベルで働いている人々の実態調査もおこなわず、生の声も意見聴取や陳述として聞かない、愛知地方最低賃金審議会による答申にもとづく時間額1,027円という金額では、



「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことを可能とする現実的根拠は存在しないこと。

- (2) 中賃「公益委員見解」の求める、地方審議会としての最大限の自主性発揮をおこなわず、中賃目安通りの41円の答申をおこなうような対応では、最賃レベルの時間給で働いている非正規労働者たちの最賃引き上げに対しての期待を裏切るものであり、このような審議会では勤労県民の血税の無駄遣いである、との批判的意見も、決して乱暴なものとは言えないこと。
- (3) 中小企業・小規模事業者への最賃大幅引き上げのための直接支援策の先行的実施を国に要望するとともに全国一律制度として、ただちに国の責任において、時間給1,500円以上を実現するよう国に要望すること。また、現下の高物価の上昇率を上回る最低賃金の大幅引き上げを推進されるべきこと。
- (4) 以上の内容を真摯に受け止め、ただちに愛知地方最低賃金額の再審議・再改定をおこなうとともに、現行地域最低賃金法と法的制度が時代遅れとなり、制度疲労・劣化による弊害が生じていることに鑑みて、一刻も早く現行地域最賃制度を徹底的に改革するか廃止して、全国一律最低賃金制への移行を促進するよう国に対して要望すること。
- (5) 愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営を抜本的に改め、愛知地方最低賃金審議会の民主化の改革を、公益委員主導のもとに積極的に推進すること。

2 異議の理由

- (1) 直接、最賃レベルで働いている人々の実態調査もおこなわず、生の声も意見聴取や陳述として聞かない、愛知地方最低賃金審議会による答申にもとづく時間額1,027円という金額では、

「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことを可能とする現実的根拠は存在しないこと。

時間額1,027円とした場合愛知県で働く人々の月額賃金は、労働時間が150時間であるとすれば、総支給額は154,050円となるが、これは1カ月あたり6,150円引き上げられるというにすぎないわけである。そもそもこのような、手取りの可処分所得が13万円程度で、独立単身生計が成り立つと考えられるわけがないのが、現在の地方最低賃金のレベルなのであり、私たちはこの事実から最低賃金についての認識を持たなければならない。私たちが愛労連において、もう7年も8年も前におこなった最低生計費調査でも、当時ですら23万円程度の収入がなければ、世間的に恥ずかしくない最低限の暮らしを営むことはできないという結果を得ている。この結果と対比してみても、今回の愛知地方最低賃金審議会の答申による引き上げがあったとしても、なお10万円の開きがある。そのうえ、現下の物価高騰とむこう一年の上昇を加味するならば、くらしは維持できず生活レベルを引き下げることによってしか対応できないことになる。そうするとどうなるかといえば、地域最賃額が最低生計費を大きく割り込む不合理なことが長く続くことで、時給で働く非正規労働者を中心にした労働者・勤労県民のくらしの破綻が広がっていく。もはや、こうした事態が訪れる前に真剣な対処をしなければならない

時点に来ているのではないか。手遅れになってからでは遅いのであるが、こうした青年層・女性層の時間給で働いている非正規労働者の絶望的と言える状態悪化を真剣に考えて、今回の答申が出されたとするならば、あまりにも鈍感な感覚と無責任さと言わざるを得ない。

確かに上げ幅としては41円引上げは昨年に続いて過去最大の引上げではある。

しかし、今年地域最低賃金の改定は、最初に述べているとおりコロナパンデミック禍の継続、ロシアによるウクライナ侵攻の継続、そうしたもとの物価高騰を正確に判断し反映した改定額をどう決めるのかが大きな焦点であった。すなわち決して楽観視できない経済情勢を的確に予測し、そなえをなすべきなのである。

しかし、残念なことにそうっていない。

- (2) 中賃「公益委員見解」の求める、地方審議会としての最大限の自主性発揮をおこなわず、中賃目安通りの41円の答申をおこなうような対応では、最賃レベルの時間給で働いている非正規労働者たちの最賃引き上げ額に対しての期待を裏切るものであり、このような審議会では勤労県民の血税の無駄遣いである、との批判的意見も、決して乱暴なものとは言えないこと。

時事ドットコムは、以下のように報じている。

「2023年度の都道府県別最低賃金が18日に出そろい、時給の引き上げ額は24県で中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）が先月示した「目安」（39～41円）を上回った。物価高や人手不足を背景に賃上げ機運が高まり、厚労省が同日発表した全国加重平均額は43円増の1004円。時給が1000円の大台を超えたのは前年度の3都府県から8都府県に増えた。」

中央の目安額通りの答申の愛知に対し、目安を7～8円上回って47円の引き上げ額の島根と佐賀の審議会はたいしたものだ、という評価の声が上がっているのも、当然のことである。

愛知地方最低賃金審議会が専門委員会の三者協議は公開にしたが、二者協議は非公開としたうえ、まるで調停機関でもあるかのように三者が一致して中央目安通りの答申をおこなったことには、密室でのボス交渉ではないのか、結局なれ合いの妥協の産物ではないのか、などという多くの労働者・勤労県民からの厳しい批判、疑義と不信の声が上がっている。

大変残念なことであるが、率直なところそのように中央最賃の公益委員見解が、とくに地方審議会の自主性を強調したにもかかわらず、愛知では目安通りと答申されていることに対しては、そんな審議会では税金の無駄遣い、という批判的意見も、決して暴論と一蹴することもできないと思われる。

本異議審において、勤労県民からの信頼回復のためにも再審議・再改定を強くかつ切実に求めるものである。

- (3) 中小企業・小規模事業者への最賃大幅引き上げのための直接支援策の先行的実施を国に要望す

るとともに全国一律制度として、ただちに国の責任において、時間給1,500円以上を実現
するよう要望すること。また、現下の高物価の上昇率を上回る最低賃金の大幅引き上げを推進
されるべきこと。

わが国は長期にわたって生産性が低く効率が悪いとか、護送船団のような中小企業支援のあり方はば
らまきであり、経済全体から見ても事業育成の観点からも、EU諸国のような中小企業・小規模事業に
光を当てる支援施策がとられず推移してきた結果、この階層は痩せ細り最低賃金の引き上げにより企業
倒産や雇用の不安を惹起するという、脆弱な構造的劣化と政策的欠陥が固着している。2015年9月
25日に国連総会で採択された、持続可能な開発のための17の国際目標であるSDGs以降、わが国
の新自由主義の経済政策は抜本的に転換されるべきであったが、未だにまったく十分とは言えない。コ
ロナ・パンデミック時の施策と同様に、最賃引き上げに伴うと言うより、中小企業・小規模事業への補
助・支援策のあり方はもはや支払い能力という最賃を決める三要因においては不要であるばかりか、そ
の引き上げの足を引っ張る要因でしかない。この桎梏を取り除かなければ最低賃金の大幅な引き上げは
できるはずがない。したがって、経済情勢の大激動に対応するだけの物価高騰に見合う引き上げをおこ
なうことは不可能である。残念なことに、現行地域最低賃金制度はこうしたことから、制度疲労に陥
り、機能不全を引き起こしている。この制度の枠組みの中で、いかに委員会が誠意を尽くし努力したと
しても、現実の低賃金労働者の生活苦からの要求にみあうような結果は出てくるはずもなく、低賃金そ
して貧困と格差の再生産につながっていくほかはない、との批判的意見にも理屈がある。

時間給で働いている青年層や女性層の多くが苦しんでいる現実の経済の実態を直視すれば、こうした
ことは明らかである。

- (4) 以上の内容を真摯に受け止め、ただちに愛知地方最低賃金額の再審議・再改定をおこなうとと
もに、現行地域最低賃金法と法的制度が時代遅れとなり、制度疲労・劣化による弊害が生じてい
ることに鑑みて、一刻も早く現行地域最賃制度を徹底的に改革するか廃止して、全国一律最低賃
金制への移行を促進するよう国に対して要望すること。

3 愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営に対する異議申し出

愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営を抜本的に改め、愛知地方最低賃金審議会の民主化の改革を、
公益委員主導のもとに積極的に推進すること。

以 上

2023年8月21日

愛知労働局 局長 阿部 充 殿

所在地 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9番3号

労働会館本館402

団体名 J M I T U 愛知地方本部 愛知支部

代表者 執行委員長 平 田 英 友

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書

今日の異常な高物価のもと、暮らしをめぐる厳しい情勢下にあつて、貴職による愛知地方最低賃金の改定に向けてのご尽力に、心から敬意を表します。

2023年8月4日、愛知県最低賃金審議会は、本年10月1日から愛知県の最低賃金を1時間当たり41円引き上げ1,027円にする、との改正決定をおこなったが、下記のとおり異議を申し出る。

記

1 異議の内容

現在、コロナ禍の第9波のなかで、「エリス(EG・5)」といわれる変異株が、米国・欧州・アジアで増加しており、引き続いてパンデミックは終息しておらず、ロシアによるウクライナ侵略戦争が一年半に及び、食料・エネルギーを中心とする未曾有の物価高騰が日本経済と国民生活に深刻な影響を広げている状況にあり、この事態はなお進行中である。

なによりも地域最賃レベルで働いている時間給の青年・女性など非正規労働者の大半が生活困窮に陥っていると言われており、1,027円程度への地域最低賃金の引き上げでは、まったく困難は打開できず生活苦からは救われず、愛知県経済と勤労県民の暮らしを守りうる、生活改善・底上げには到底つながらない。

このような観点から、愛知地方最低賃金審議会の審議のあり方に勤労県民や労働者から、重大な疑義と不信が生じていることから、異議理由を以下の項目にしたがって述べる。

(1) 直接、最賃レベルで働いている人々の実態調査もおこなわず、生の声も意見聴取や陳述として



聞かない、愛知地方最低賃金審議会による答申にもとづく時間額1,027円という金額では、
「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことを可能とする現実的根拠は存在しないこと。

- (2) 中賃「公益委員見解」の求める、地方審議会としての最大限の自主性発揮をおこなわず、中賃目安通りの41円の答申をおこなうような対応では、最賃レベルの時間給で働いている非正規労働者たちの最賃引き上げに対しての期待を裏切るものであり、このような審議会では勤労県民の血税の無駄遣いである、との批判的意見も、決して乱暴なものとは言えないこと。
- (3) 中小企業・小規模事業者への最賃大幅引き上げのための直接支援策の先行的実施を国に要望するとともに全国一律制度として、ただちに国の責任において、時間給1,500円以上を実現するよう国に要望すること。また、現下の高物価の上昇率を上回る最低賃金の大幅引き上げを推進されるべきこと。
- (4) 以上の内容を真摯に受け止め、ただちに愛知地方最低賃金額の再審議・再改定をおこなうとともに、現行地域最低賃金法と法的制度が時代遅れとなり、制度疲労・劣化による弊害が生じていることに鑑みて、一刻も早く現行地域最賃制度を徹底的に改革するか廃止して、全国一律最低賃金制への移行を促進するよう国に対して要望すること。
- (5) 愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営を抜本的に改め、愛知地方最低賃金審議会の民主化の改革を、公益委員主導のもとに積極的に推進すること。

2 異議の理由

- (1) 直接、最賃レベルで働いている人々の実態調査もおこなわず、生の声も意見聴取や陳述として聞かない、愛知地方最低賃金審議会による答申にもとづく時間額1,027円という金額では、
「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことを可能とする現実的根拠は存在しないこと。

時間額1,027円とした場合愛知県で働く人々の月額賃金は、労働時間が150時間であるとすれば、総支給額は154,050円となるが、これは1カ月あたり6,150円引き上げられるというにすぎないわけである。そもそもこのような、手取りの可処分所得が13万円程度で、独立単身生計が成り立つと考えられるわけがないのが、現在の地方最低賃金のレベルなのであり、私たちはこの事実から最低賃金についての認識を持たなければならない。私たちが愛労連において、もう7年も8年も前におこなった最低生計費調査でも、当時ですら23万円程度の収入がなければ、世間的に恥ずかしくない最低限の暮らしを営むことはできないという結果を得ている。この結果と対比してみても、今回の愛知地方最低賃金審議会の答申による引き上げがあったとしても、なお10万円の開きがある。そのうえ、現下の物価高騰とむこう一年の上昇を加味するならば、くらしは維持できず生活レベルを引き下げることによってしか対応できないことになる。そうするとどうなるかといえば、地域最賃額が最低生計費を大きく割り込む不合理なことが長く続くことで、時給で働く非正規労働者を中心にした労働者・勤労県民

のくらしの破綻が広がっていく。もはや、こうした事態が訪れる前に真剣な対処をしなければならない時点に来ているのではないか。手遅れになってからでは遅いのであるが、こうした青年層・女性層の時間給で働いている非正規労働者の絶望的と言える状態悪化を真剣に考えて、今回の答申が出されたとするならば、あまりにも鈍感な感覚と無責任さと言わざるを得ない。

確かに上げ幅としては41円引上げは昨年に続いて過去最大の引上げではある。

しかし、今年の地域最低賃金の改定は、最初に述べているとおりコロナパンデミック禍の継続、ロシアによるウクライナ侵攻の継続、そうしたもとでの物価高騰を正確に判断し反映した改定額をどう決めるのかが大きな焦点であった。すなわち決して楽観視できない経済情勢を的確に予測し、そなえをなすべきなのである。

しかし、残念なことにそうっていない。

- (2) 中賃「公益委員見解」の求める、地方審議会としての最大限の自主性発揮をおこなわず、中賃目安通りの41円の答申をおこなうような対応では、最賃レベルの時間給で働いている非正規労働者たちの最賃引き上げ額に対しての期待を裏切るものであり、このような審議会では勤労県民の血税の無駄遣いである、との批判的意見も、決して乱暴なものとは言えないこと。

時事ドットコムは、以下のように報じている。

「2023年度の都道府県別最低賃金が18日に出そろい、時給の引き上げ額は24県で中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）が先月示した「目安」（39～41円）を上回った。物価高や人手不足を背景に賃上げ機運が高まり、厚労省が同日発表した全国加重平均額は43円増の1004円。時給が1000円の大台を超えたのは前年度の3都府県から8都府県に増えた。」

中央の目安額通りの答申の愛知に対し、目安を7～8円上回って47円の引き上げ額の島根と佐賀の審議会はたいしたものだ、という評価の声が上がっているのも、当然のことである。

愛知地方最低賃金審議会が専門委員会の三者協議は公開にしたが、二者協議は非公開としたうえ、まるで調停機関でもあるかのように三者が一致して中央目安通りの答申をおこなったことには、密室でのボス交渉ではないのか、結局なれ合いの妥協の産物ではないのか、などという多くの労働者・勤労県民からの厳しい批判、疑義と不信の声が上がっている。

大変残念なことであるが、率直なところそのように中央最賃の公益委員見解が、とくに地方審議会の自主性を強調したにもかかわらず、愛知では目安通りと答申されていることに対しては、そんな審議会では税金の無駄遣い、という批判的意見も、決して暴論と一蹴することもできないと思われる。

本異議審において、勤労県民からの信頼回復のためにも再審議・再改定を強くかつ切実に求めるものである。

- (3) 中小企業・小規模事業者への最賃大幅引き上げのための直接支援策の先行的実施を国に要望するとともに全国一律制度として、ただちに国の責任において、時間給1,500円以上を実現するよう要望すること。また、現下の高物価の上昇率を上回る最低賃金の大幅引き上げを推進されるべきこと。

わが国は長期にわたって生産性が低く効率が悪いとか、護送船団のような中小企業支援のあり方はばらまきであり、経済全体から見ても事業育成の観点からも、EU諸国のような中小企業・小規模事業に光を当てる支援施策がとられず推移してきた結果、この階層は痩せ細り最低賃金の引き上げにより企業倒産や雇用の不安を惹起するという、脆弱な構造的劣化と政策的欠陥が固着している。2015年9月25日に国連総会で採択された、持続可能な開発のための17の国際目標であるSDGs以降、わが国の新自由主義の経済政策は抜本的に転換されるべきであったが、未だにまったく十分とは言えない。コロナ・パンデミック時の施策と同様に、最賃引き上げに伴うと言うより、中小企業・小規模事業への補助・支援策のあり方はもはや支払い能力という最賃を決める三要因においては不要であるばかりか、その引き上げの足を引っ張る要因でしかない。この桎梏を取り除かなければ最低賃金の大幅な引き上げはできるはずがない。したがって、経済情勢の大激動に対応するだけの物価高騰に見合う引き上げをおこなうことは不可能である。残念なことに、現行地域最低賃金制度はこうしたことから、制度疲労に陥り、機能不全を引き起こしている。この制度の枠組みの中で、いかに委員会が誠意を尽くし努力したとしても、現実の低賃金労働者の生活苦からの要求にみあうような結果は出てくるはずもなく、低賃金そして貧困と格差の再生産につながっていくほかはない、との批判的意見にも理屈がある。

時間給で働いている青年層や女性層の多くが苦しんでいる現実の経済の実態を直視すれば、こうしたことは明らかである。

- (4) 以上の内容を真摯に受け止め、ただちに愛知地方最低賃金額の再審議・再改定をおこなうとともに、現行地域最低賃金法と法的制度が時代遅れとなり、制度疲労・劣化による弊害が生じていることに鑑みて、一刻も早く現行地域最賃制度を徹底的に改革するか廃止して、全国一律最低賃金制への移行を促進するよう国に対して要望すること。

3 愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営に対する異議申し出

愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営を抜本的に改め、愛知地方最低賃金審議会の民主化の改革を、公益委員主導のもとに積極的に推進すること。

以 上

2023年8月21日

愛知労働局長 阿部 充 様

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F
愛労連ローカルユニオン
執行委員長 樽松佐一

愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」

【異議の内容】

- (1) 最低賃金額 1時間1,027円について
- (2) 二者協議の非公開と意見陳述について

【異議の理由】

- (1) 最低賃金額 1時間1,027円について

①24県で目安超え、「愛知も1円でも引き上げ」を

8月18日に厚生労働省が発表した全国都道府県の引き上げ状況によると、全国平均は時給で43円増の1004円、増加率は4.5%になるといいます。佐賀県は+8円、山形県・鳥取県・島根県は+7円などです。

愛知はどんな審議がされたのか、審議会・専門部会を傍聴しただけでは、まったく分かりません。「1円でも2円でも上乗せを」という労働者委員「それでも厳しい」という使用者委員の発言があったかどうか。初めて公開された専門部会はその議論はなし。非公開の二者協議であったかどうか。ブラックボックスですから分かりません。オープンになり、努力内容がわかったら、異議書を提出しなかったかもしれません。10月1日の発効を評価するより、「激論の末、1円上積み」を評価してほしいです。

②中山会長の発言に救われた思い

8月4日の第511回愛知地方最低賃金審議会で、労使代表委員の発言のあと、中山会長が「労働者側からのコメントはなかったが、意見書(28通)や署名(9692筆とオンライン署名1411人)をふまえて議論いただいた」と説明・発言されたことは少し救われました。愛労連は昨年11月から署名や宣伝(初めて2つの大学前でも宣伝)を行い、マスコミにもかなり取り上げられました。署名の主旨は「1500円への引き上げ」「中小企業支援」でした。感謝申し上げます。

- (2) 審議会の運営について～審議を公開して納得性を高めてほしい、意見陳述いつまでやらない

①公開の場で真剣な審議を期待

8月19日の朝日新聞で厚労省幹部の話として「非公開は参加者を守る意味もある。全面公開したら委員のなり手がなくなる」と紹介しています。本当でしょうか。山口県では今年、非公開の二者協議での労使の主張についても、初めて概要を文書で開示したことにより、双方が金額的にどう歩み寄ったか分かりました。まさか愛知では、「なり手がなくなる」とうことはないとは思いますが、そんな心意気のない方には委員になってほしくありません。

②「意見陳述」Aランク：神奈川・大阪・埼玉・千葉で実施、未実施は東京・愛知だけ

8月1日の第2回検討小委員会では、全トヨタ労連の代表が約20分にわたり、資料も作成し意見陳述を行いました。傍聴しましたが、現場実態をふまえた発言で最賃引き上げへの理解がより深まり重みがありました。審議会と専門部会でAランクの6都府県で未実施は東京・愛知だけ、重い腰を上げていただくよう要望します。

以 上



愛知労働局 局長 阿部 充 様

愛労連エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチーム
愛労連事務局長 竹内 創**2023年度愛知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出書
最低賃金 1,500 円へ～A ランク中 5 位にとどまる～**

以下の通り異議申出を行います。

【異議の内容】

1. 本年 10 月 1 日から愛知最低賃金、目安通り引き上げで 1,027 円という改正決定に異議があります。
2. 専門部会の持ち方に、異議があります。

【異議を申し出る理由】**(1) ケア労働者は最低賃金近傍で働いている 物価高騰分を加味した大幅な引きあげを**

- ①. 本年 10 月 1 日から愛知最低賃金、目安通り引き上げで 1,027 円では、A ランク中 5 位にとどまり千葉とは 1 円差に迫っています。経済力は全国で第 2 位である愛知県でもあり、物価高騰に見合った最低賃金の引き上げが喫緊の課題です。全国生計費調査でも 1,500 円以上を要することからも今審議会では最低賃金 1,500 円の実現を強く要請するものです。
- ②. 医療・介護・保育・福祉事業は、パートタイムや、派遣契約、アルバイト雇用など非正規が多く、国家資格を有する専門職でありながら最低賃金または最低賃金近傍で働く非正規職員によって現場は支えられています。求人票をみても最低賃金にごくわずかに加算されているだけで最低賃金近傍となっています。放課後児童支援員（学童保育指導員）はまさに最低賃金で募集されている実態です。国民が安全・安心の医療・介護・福祉が受けられるためにも、人員不足を解消しうするためにも、大幅な賃上げは待ったなしであり、その上でも最低賃金 1,500 円以上の引き上げが重要です。
- ③. 総務省が 8 月 8 日に発表した 6 月の家計調査は、一世帯あたりの消費支出が 27 万 5 千 5 百 45 円となり、物価変動の影響を除く実質で前年同月を 4.2%下回りました。物価上昇を背景に食料品や学生への仕送りを切り詰める動きが目立っています。格差と貧困が広がるわが国において、問題視される子どもの貧困は、この夏休みに食事代の負担によって、「子どもが栄養失調でやせたり、それを心配する親がどんどん病気で倒れていく。」など困窮世帯を直撃しています。

愛知県の最低賃金 1,027 円（10 月 1 日予定）ではフルタイム（1 日 8 時間・週 40 時間）で働いたとして月 173 時間とすると月収で 177,671 円にしかなく、年収でも約 213 万円にしかならず、年収 200 万円以下のワーキングプアをわずかに超える程度で、単身世帯、子育てをしていくためには、全く足りません。憲法 25 条では、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためにも、『最低生計費調査』を鑑みた最低生計費を保障することが喫緊の課題です。

(2) 開かれた審議と最低賃金の生活実態の声を聴く運営を・中小企業支援策の抜本的拡充を

- ①. 今審議会専門部会において、はじめて『公開』と表明があり前に大変歓迎しましたが、二者協議となり、情報公開では明らかにされず、従前より後退した審議に怒りを覚えます。開かれた審議を望みます。鳥取県では最賃ギリギリで 3 人の子どもを育てる女性の生活実態を陳述し目安から 7 円上積みし 46 円となりましたが、切実な実態が意見できることが大切です。また A ランクの神奈川、大阪、埼玉、千葉でも意見陳述が行われており、愛知でも発言する機会を作ることを要請します。
- ②. 今審議会では、はじめて「中小企業支援策の拡充について政府に対する要望」がなされたことは心から歓迎し感謝申し上げます。最賃引き上げの経済波及効果は明らかになっており、中小企業への支援を強めることが、労働者の雇用の確保、賃金の底上げを可能にし、地域経済を豊かにすることにつながります。日本の労働者賃金は全般的に下落し、中小企業は廃業に追い込まれています。一方、日本の大企業は利益を大幅に増やしており、大企業に応分の税負担等抜本的対策を審議し、国へ意見を進言するべきです。

以 上



令和5年8月21日

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館
愛知労働局
局長 阿部充さま

愛知県名古屋市

愛知県最低賃金の改正「決定」への異議申出書
——中央最賃審議会の目安を上回る引き上げを——

私は名古屋市に住む愛知県民で、と申します。愛知県の一人から入れる労働組合・名古屋ふれあいユニオン（コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク加盟）の組合員でもあります。

さて、愛知の最賃審議会は8月4日に愛知県の最低賃金を、中央最賃審議会が引き上げる目安として示した41円引き上げの1027円とすることを答申しました。過去最高の引き上げ額とのことであり、最低賃金の引き上げに力を尽くされた全ての方々に敬意を表します。

■最賃引き上げ率よりも、生鮮食品とエネルギーを除く物価の上昇が上回っています

しかしながら、この1年間の物価の高騰には著しいものが有ります。総務省が8月18日に発表した2023年7月分の消費者物価指数によると、天候による変動の大きい生鮮食品と政府の補助金による押し下げが大きいエネルギーを除く総合指数は前年同月比で4.3%上がっています。愛知県の、最低賃金986円からの41円引き上げでは、引き上げ率はおよそ4.16%であり、これに届いておりません。

■中央最賃審議会の目安に上乗せする動きが広がっています

また、中央最低賃金審議会が目安として示した引き上げ額 そのままの答申となったことについても残念です。今年の地方最低賃金審議会では、国の中央最低賃金審議会が示した目安に上乗せして引き上げを決める動きが広がっています。24県が上乗せを決め、鳥取や島根では目安を7円上回る引き上げを答申するなどしています。

■8時間働けば人間らしい暮らしが出来る最賃を目指して

8時間働けば人間らしい暮らしが出来る最低賃金時給1500円の実現に向けて、産業的実力の高い愛知県こそ その先駆けとなるべく、中央最低賃金審議会が示した引き上げ目安を上回る最賃引き上げを行なうべきです。

こうした訳で私は、中央最賃審議会が示した引き上げ目安を上回る最低賃金の引き上げを求め、愛知地方最低賃金審議会の答申どおりの最賃改正決定に異議を申し出るものです。





愛労発基 0822 第 1 号
令和 5 年 8 月 22 日

愛知地方最低賃金審議会
会 長 中 山 徳 良 殿

愛知労働局長 阿 部 充

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、別紙のとおり愛知県医療介護福祉労働組合連合会等の団体及び個人から合計 47 件の最低賃金法第 11 条第 2 項の規定による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。

- 1 愛知県医療介護福祉労働組合連合会(愛知県医労連)
- 2 全日本建設交運一般労働組合愛知県本部(建交労)
- 3 東三河労働組合総連合
- 4 生協労連愛知県協議会
- 5 西三河地域労働組合総連合
- 6 尾張教職員労働組合
- 7 全日本国立医療労働組合(全医労)愛知地区協議会
- 8 生活保護引き下げ反対愛知連絡会
- 9 千種名東地域労働組合総連合
- 10 愛知県教職員労働組合協議会
- 11 全トヨタ労働組合
- 12 愛知県高等学校教職員組合(愛高教)
- 13 尾張東地域非正規労働者ユニオン
- 14 税理士・特定社会保険労務士 
- 15 尾張中部地区労働組合総連合
- 16 国鉄労働組合名古屋地方本部
- 17 全日本年金者組合愛知県本部
- 18 瀬戸市教職員労働組合
- 19 尾張東地域労働組合総連合
- 20 外国人実習生 SNS 相談室
- 21 東海共同印刷労働組合
- 22 JMITU愛知地方本部
- 23 愛知県労働組合総連合(愛労連)

- 24 愛労連労働相談センター
- 25 愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
- 26 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部
- 27 愛知県社会保障推進協議会＜愛知社保協＞
- 28 愛知民医連労働組合連合会(愛知民医労)
- 29 愛知地域労働組合きずな
- 30 障害者労働組合
- 31 北医療生活協同組合労働組合
- 32 日本自治体労働組合総連合(自治労連)愛知県本部
- 33 愛知県労働組合総連合女性協議会
- 34 愛労連パート臨時労組連絡会
- 35 生協労連 コープあいち労働組合
- 36 愛知県国家公務関連労働組合共闘会議
- 37 国土交通労働組合東海建設支部
- 38 郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会
- 39 名古屋ふれあいユニオン
- 40 全国福祉保育労働組合東海地方本部
- 41 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名古屋地域支部
- 42 第99回栄総行動実行委員会
- 43 全労連・名古屋中地域労働組合センター
- 44 JMITU 愛知地方本部 愛知支部
- 45 愛労連ローカルユニオン
- 46 愛労連エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチーム
- 47 



令和 5 年 8 月 22 日

愛知労働局長
阿 部 充 殿

愛知地方最低賃金審議会
会 長 中 山 徳 良

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 5 年 8 月 22 日貴職から、令和 5 年 8 月 4 日付け愛知県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する別紙 47 件の異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 5 年 8 月 4 日付け答申どおり決定することが適当である。

- 1 愛知県医療介護福祉労働組合連合会(愛知県医労連)
- 2 全日本建設交運一般労働組合愛知県本部(建交労)
- 3 東三河労働組合総連合
- 4 生協労連愛知県協議会
- 5 西三河地域労働組合総連合
- 6 尾張教職員労働組合
- 7 全日本国立医療労働組合(全医労)愛知地区協議会
- 8 生活保護引き下げ反対愛知連絡会
- 9 千種名東地域労働組合総連合
- 10 愛知県教職員労働組合協議会
- 11 全トヨタ労働組合
- 12 愛知県高等学校教職員組合(愛高教)
- 13 尾張東地域非正規労働者ユニオン
- 14 税理士・特定社会保険労務士 
- 15 尾張中部地区労働組合総連合
- 16 国鉄労働組合名古屋地方本部
- 17 全日本年金者組合愛知県本部
- 18 瀬戸市教職員労働組合
- 19 尾張東地域労働組合総連合
- 20 外国人実習生 SNS 相談室
- 21 東海共同印刷労働組合
- 22 JMITU愛知地方本部
- 23 愛知県労働組合総連合(愛労連)

- 24 愛労連労働相談センター
- 25 愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
- 26 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部
- 27 愛知県社会保障推進協議会<愛知社保協>
- 28 愛知民医連労働組合連合会(愛知民医労)
- 29 愛知地域労働組合きずな
- 30 障害者労働組合
- 31 北医療生活協同組合労働組合
- 32 日本自治体労働組合総連合(自治労連)愛知県本部
- 33 愛知県労働組合総連合女性協議会
- 34 愛労連パート臨時労組連絡会
- 35 生協労連 コープあいち労働組合
- 36 愛知県国家公務関連労働組合共闘会議
- 37 国土交通労働組合東海建設支部
- 38 郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会
- 39 名古屋ふれあいユニオン
- 40 全国福祉保育労働組合東海地方本部
- 41 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名古屋地域支部
- 42 第99回栄総行動実行委員会
- 43 全労連・名古屋中地域労働組合センター
- 44 JMITU 愛知地方本部 愛知支部
- 45 愛労連ローカルユニオン
- 46 愛労連エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチーム
- 47 